

平成29年第2回

甲佐町議会 6月定例会会議録

平成29年6月9日～平成29年6月12日

熊本県甲佐町議会

平成29年第2回甲佐町議会（定例会）目次

○6月9日（第1号）

| | |
|---|----|
| 応招議員 | 1 |
| 不応招議員 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 本会議に職務のために出席した者の職氏名 | 1 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名 | 1 |
| 開会・開議 | 3 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について | 3 |
| 日程第2 会期の決定について | 3 |
| 日程第3 議長の諸般の報告について | 4 |
| 日程第4 町長の提案理由の説明について | 4 |
| 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について | 6 |
| 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について | 8 |
| 日程第7 同意第1号 甲佐町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて | 9 |
| 日程第8 承認第2号 専決処分の報告及び承認について | 10 |
| 日程第9 承認第3号 専決処分の報告及び承認について | 16 |
| 日程第10 承認第4号 専決処分の報告及び承認について | 20 |
| 日程第11 承認第5号 専決処分の報告及び承認について | 22 |
| 散会 | 25 |

○6月12日（第2号）

| | |
|---------------------------------------|----|
| 応招議員 | 27 |
| 不応招議員 | 27 |
| 出席議員 | 27 |
| 欠席議員 | 27 |
| 本会議に職務のために出席した者の職氏名 | 27 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名 | 27 |
| 開議 | 29 |
| 日程第1 一般質問 | 29 |
| 6番 西坂和洋議員 | 29 |
| 2番 佐野安春議員 | 31 |
| 4番 宮本修治議員 | 43 |
| 日程第2 報告第1号 平成28年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 | |

| | | | |
|-------|-----------------------------------|--|----|
| | | について…………… | 49 |
| 日程第3 | 報告第2号 | 平成28年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告に ついて…………… | 50 |
| 日程第4 | 議案第23号 | 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一 部を改正する条例について…………… | 53 |
| 日程第5 | 議案第24号 | 平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）…………… | 54 |
| 日程第6 | 議案第25号 | 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）…………… | 63 |
| 日程第7 | 議員派遣について…………… | | 64 |
| 日程第8 | 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について…………… | | 65 |
| 日程第9 | 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について…………… | | 65 |
| 日程第10 | 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について…………… | | 65 |
| 閉会 | | | 66 |

6月9日（金曜日）

平成29年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 平成29年6月9日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 6月9日 午前10時00分 議長宣告

1. 散会 6月9日 午前11時43分 議長宣告

1. 応招議員

| | | |
|-----------|----------|-----------|
| 1番 山内 亮一 | 2番 佐野 安春 | 3番 荒田 博 |
| 4番 宮本 修治 | 5番 福田 謙二 | 6番 西坂 和洋 |
| 7番 宮川 安明 | 8番 緒方 哲哉 | 9番 本郷 昭宣 |
| 10番 渡邊 俊一 | 11番 本田 新 | 12番 中村 幸男 |

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

| | | |
|-----------|----------|-----------|
| 1番 山内 亮一 | 2番 佐野 安春 | 3番 荒田 博 |
| 4番 宮本 修治 | 5番 福田 謙二 | 6番 西坂 和洋 |
| 7番 宮川 安明 | 8番 緒方 哲哉 | 9番 本郷 昭宣 |
| 10番 渡邊 俊一 | 11番 本田 新 | 12番 中村 幸男 |

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|-------|-----------|--------|
| 町長 | 奥名 克美 | 副町長 | 師富 省三 |
| 会計管理者 | 古閑 敦 | 総務課長 | 西坂 直 |
| 企画課長 | 北畑 公孝 | くらし安全推進室長 | 佐々木 善平 |
| 税務課長 | 井上 幸介 | 住民生活課長 | 本田 克典 |
| 総合保健福祉センター所長 | 井上 美穂 | 福祉課長 | 北野 太 |
| 農政課長 | 岡本 幹春 | 建設課長 | 志戸岡 弘 |
| 環境衛生課長 | 橋本 良一 | 会計課長 | 古閑 敦 |

| | | | |
|------------|---------|-------------|---------|
| 町民センター所長 | 中 林 健 次 | 教 育 長 | 蔵 田 勇 治 |
| 学校 教育 課 長 | 荒 田 慎 一 | 社 会 教 育 課 長 | 吉 岡 英 二 |
| 農業委員会事務局長 | 岡 本 幹 春 | 選挙管理委員会書記長 | 西 坂 直 |
| 代表 監 査 委 員 | 本 田 進 | | |

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

6番 西 坂 和 洋 7番 宮 川 安 明

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 同意第1号 甲佐町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

日程第9 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

日程第10 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

日程第11 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） それでは、改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成29年第2回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりでございますので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番、西坂和洋議員、7番、宮川安明議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

宮川委員長

○議会運営委員長（宮川安明君） おはようございます。それでは、ご報告申し上げます。

さきの定例会において付託を受けておりました平成29年第2回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告をいたします。

去る5月27日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、総務係長、財政係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日6月9日から12日までの4日間と決定をいたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、人事案件、専決処分について、10日及び11日は議案調査のため休会、12日は一般質問、報告案件、条例案件、平成29年度甲佐町一般会計補正予算及び甲佐町国民健康保険特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審議。

以上のとおり、議会運営委員会では決定をいたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、報告いたします。

○議長（緒方哲哉君） 会期及び日程については、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、決定したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、本日6月9日から12日までの4日間と決定いたしました。

諮問第1号から諮問第2号までの人権擁護委員候補者の推薦について、同意第1号、甲佐町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、承認第2号から承認第5号までの専決処分の報告及び承認について、報告第1号、平成28年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号、平成28年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、議案第23号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第24号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）、議案第25号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年第2回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙な中にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではありますけれども、今期定例会に提出いたしております各議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

今期定例会に提案いたしております案件は、諮問案件が2件、同意案件1件、承認案件4件、報告案件2件、条例の一部改正案件1件、補正予算案件2件の合わせて12件でございます。

以下、各議案について、順次ご説明を申し上げます。

まず、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本件は、現・人権擁護委員の岩永美智子氏が、平成29年9月30日で任期満了となるため、新たに野仲俊一氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本件は、現・人権擁護委員の芦原博幸氏が、平成29年9月30日で任期満了となるため、

同氏を再任いただけるよう人権擁護員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、同意第1号、甲佐町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現評価員、北畑公孝氏の辞職願に伴い、井上幸介氏を任命したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、承認第2号、専決処分の報告及び承認についてご説明申し上げます。

この専決処分は、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）でございます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億1,256万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を162億7,940万8,000円といたしております。

なお、今回の補正では、歳入では、町税における増額、地方譲与税、自動車取得税交付金、国庫支出金、県支出金等の額の決定及び町債の借入額の確定による補正を行っております。

歳出では、ふるさと甲佐応援基金積立金の確定による増額のほか、各事業の国庫支出金、県支出金及び地方債の確定に伴う財源内訳の変更などを行っております。

また、歳入歳出とも公共土木施設災害復旧費について、国庫からの増額決定に伴う増額を行っております。

次に、承認第3号、専決処分の報告及び承認についてご説明申し上げます。

この専決処分は、地方税法等の改正に伴い、甲佐町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、平成29年3月31日付で専決処分をいたしたものであります。

次に、承認第4号、専決処分の報告及び承認についてご説明申し上げます。

この専決処分は、地方税法等の改正に伴い、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、平成29年3月31日付で専決処分をいたしたものであります。

次に、承認第5号、専決処分の報告及び承認についてご説明申し上げます。

この専決処分は、昨年8月に制定をいたしました甲佐町「平成28年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例について、熊本地震被災納税者に係る国民健康保険税の減免措置の期間を平成29年9月30日まで延長する必要が生じたので、平成29年3月31日付で専決処分をいたしたものであります。

次に、報告第1号、平成28年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

この報告は、平成28年度甲佐町一般会計予算において、年度内に執行できないものについて、繰越明許費として設定したものを地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

款2総務費の個人情報保護等安全管理体制整備事業ほか24事業で、総額58億1,863万7,000円でございます。

次に、報告第2号、平成28年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

この報告は、平成28年度甲佐町水道事業会計予算において、年度内に執行できないものについて、繰越明許費として設定したものを地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告するものであります。

第1款事業費の災害復旧事業ほか1事業で、総額1,275万円でございます。

次に、議案第23号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、消防団員数の減少に伴い、消防組織法第19条第2項の規定に基づき、ご議決をお願いするものであります。

次に、議案第24号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,195万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ110億7,872万5,000円としております。

補正の主な内容について、まず歳出からご説明申し上げます。

総務費では、コミュニティ助成事業補助金に99万9,000円を。民生費では、乙女高齢者福祉センター実施設計委託料に1,071万4,000円などを。衛生費では、子ども医療費審査支払委託料を手数料への組み換え157万6,000円。農林水産業費では、甲佐町農地自力復旧事業補助金に1,000万円などを。商工費では、観光案内看板等設置工事設計委託料に310万円などを。土木費では、甲佐町宅地復旧補助金に8,000万円などを。消防費では、防火水槽撤去費に317万8,000円を。災害復旧費では、川平キャンプ場改修工事に278万9,000円などを追加しております。

歳入では、国庫支出金に地方創生推進交付金984万円、消防防災施設等整備費補助金1,077万2,000円などを、県支出金に平成28年度熊本地震復興基金交付金1億152万8,000円などを、諸収入にコミュニティ助成事業助成金100万円を、町債に過疎対策事業債1,880万円などを追加し、歳入が歳出を上回る額1,473万8,000円を財政調整基金繰入金から減額しております。

次に、議案第25号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳出において国民健康保険税システム改修委託料42万2,000円を追加し、予備費等で財源調整を行っております。

以上、今期定例会にご提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明いたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 諮問第1号についてご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■■■■■、氏名、野仲俊一、生年月日、■■■■■■■■日。平成29年6月9日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、省略させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） 町長の推薦理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、推薦の理由を申し上げます。

候補者は、■■■■■■に長年勤務をされ、海外での講演会活動をされたこともございます。また、別会社に勤務されたときは、派遣社員の労務管理に携わりました。退職後は、町の福祉課から委託をされ、介護相談員の資格を得られており、幅広い知識と豊富な経験をお持ちであります。広く社会の事情に通じ、人権擁護委員として求められる活発な活動が期待できる適任者として推薦をいたした次第であります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、先ほど町長のほうからお話がありましたとおり、私は適任だと思い、同意をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」採決をいたします。

本諮問について、適任と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本諮問については適任とすることに決定いたしました。

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 諮問第2号についてご説明申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■■■■■、氏名、芦原博幸、生年月日、■■■■■■■■日。平成29年6月9日、町長名でございます。

提案理由につきましては、省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 町長の推薦理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、諮問第2号の推薦理由について申し上げます。

候補者であります芦原博幸氏につきましては、甲佐町役場に長年勤務された後、平成23年10月1日から人権擁護委員として2期6年、誠心誠意任務を全うされておられます。地域での活動はもちろん、熊本人権擁護委員協議会の事務局次長も務められており、人格、識見ともに高く、人権擁護委員として求められる活発な活動が期待できる適任者として推薦をいたしました次第であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、町長の説明のとおり、芦原氏は長い間、人権擁護委員を務め、積極的に職務を果たされております。よって、適任と思ひ、この候補者の推薦については同意いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから諮問第2号「甲佐町人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について、適任と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本諮問については適任とすることに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 同意第1号 甲佐町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、同意第1号「甲佐町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 同意第1号についてご説明申し上げます。

同意第1号、甲佐町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、下記の者を甲佐町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■■■■■、氏名、井上幸介、生年月日、■■■■■■■■日生。平成29年6月9日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、現評価員の辞職願に伴います後任者の選任を行うためでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。

ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 同意第1号、甲佐町固定資産評価員の選任につき同意を求める

ことについてでございますが、本町の固定資産評価員は、慣例によりまして税務課長が代々なっておられると思ひますし、井上課長は、それに、今回、この職に対して、しっかりと責任を持って対応をされる職員だというふうに認識しておりますので、本同意につきまして賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから同意第1号「甲佐町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 承認第2号について説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書です。

専第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成29年3月31日、町長名です。

記、1. 平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）です。

次の次のページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,256万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億7,940万8,000円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

（繰越明許費の補正）

第2条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

平成29年3月31日、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款1町税に630万円を追加し、8億586万9,000円といたしております。1の町民税、3の軽自動車税、4の市町村たばこ税です。

款2地方譲与税に421万8,000円を追加し、5,921万9,000円といたしております。1の地方揮発油譲与税、2の自動車重量譲与税です。

款3利子割交付金から11万4,000円を減額し、68万6,000円といたしております。1の利子割交付金です。

款4配当割交付金に8万5,000円を追加し、158万5,000円といたしております。1の配当割交付金です。

款5株式等譲渡所得割交付金から34万5,000円を減額し、115万5,000円といたしております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6ゴルフ場利用税交付金から86万9,000円を減額し、913万1,000円といたしております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款8自動車取得税交付金に600万1,000円を追加し、1,000万1,000円といたしております。1の自動車取得税交付金です。

款10地方交付税から77万2,000円を減額し、26億3,116万3,000円といたしております。1の地方交付税です。

款11交通安全対策特別交付金に5万5,000円を追加し、85万5,000円といたしております。1の交通安全対策特別交付金です。

款13使用料及び手数料から8万8,000円を減額し、3,634万4,000円といたしております。1の使用料です。

款14国庫支出金に5億6,127万9,000円を追加し、39億9,011万1,000円といたしております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

次のページをお願いいたします。

款15県支出金から4,235万7,000円を減額し、48億6,508万2,000円といたしております。1の県負担金から3の委託金までです。

款16財産収入から5万8,000円を減額し、1,021万3,000円といたしております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款17寄附金に824万2,000円を追加し、2,370万6,000円としております。1の寄附金です。

款18繰入金に2億2,078万7,000円を追加し、7億9,461万3,000円といたしております。1の基金繰入金です。

款20諸収入に510万4,000円を追加し、6,011万5,000円としております。5の雑入です。

款21町債から2億5,490万円を減額し、24億7,829万5,000円といたしております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額157億6,684万円に5億1,256万8,000円を追加し、162億7,940万8,000円といたしております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2総務費に719万6,000円を追加し、9億3,619万1,000円といたしております。1の総務管理費、2の徴税费です。

款3民生費から款9教育費までは財源内訳変更のため、補正額はゼロ円です。

款10災害復旧費に5億537万2,000円を追加し、25億6,548万8,000円といたしております。1の農林水産施設災害復旧費から4の文教施設災害復旧費までです。

歳出合計、補正前の額157億6,684万円に5億1,256万8,000円を追加し、162億7,940万8,000円といたしております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正です。

1、変更です。款、項、事業費、それと変更前の金額、変更後の金額でご説明いたします。

款3民生費、項3災害救助費、住宅応急修繕事業3,600万円に3,739万9,000円を追加し、7,339万9,000円といたしております。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業9億2,648万5,000円に2億3,501万6,000円を追加し、11億6,150万1,000円といたしております。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。

1、変更です。起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額でご説明申し上げます。

過疎対策事業、4億5,940万円から510万円を減額し、4億5,430万円といたしております。

公営住宅建設事業債、3,710万円から150万円を減額し、3,560万円といたしております。

公共事業等債、6,660万円から710万円を減額し、5,950万円といたしております。

災害復旧事業、4億1,590万円から1億6,260万円を減額し、2億5,330万円といたしております。

災害対策債、15億3,970万円から6,980万円を減額し、14億6,990万円といたしております。

歳入欠かん債、5,600万円から880万円を減額し、4,720万円といたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更がございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。質疑については、本予算全部についての質疑をお願いいたします。

何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑をお願いいたしております。

質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 漏れと思われませんが、当初説明があった1ページの一般会計補正予算の歳入歳出予算の補正で合計額ですね。歳入歳出それぞれ162億7,940万8,000円だと思いますが、「千」の書き込みが漏れてるんじゃないかと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 誠に申し訳ございません。千円の漏れでございます。追加して、訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 13ページから14ページにかけてまして財産収入ということで、財産貸付収入がマイナスの13万円、それと不動産売払収入が7万2,000円と、内訳をちょっと説明してください。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 財産収入のまず、財産貸付収入の減額13万円でございますが、一つにつきましては、やな場の貸し付けについて、貸し付け業者から納付してもらうようにしておりますが、これにつきましては、基本額と売上額に比例した歩合制ということでやっております。昨年につきましては、売り上げが見込みよりも少なくなったということで、こちらのほうで減額をしている分と、それとグリーンセンターにつきまして、仮設住宅等を建設いたしまして、駐車場が不足しているということで、そちらの分ということで減額をしております。合わせて13万円になります。

それと、不動産の売払収入につきましては、法定外公共物、里道につきまして、隣接の方からの払い下げ申請がございまして、その分を払い下げをしております。これが7万2,000円になっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 15ページの中で、町債の中で災害公営住宅建設事業債というのがございますが、この災害公営住宅の進行状況については、この間、何の報告もないと思いますが、どういう状況になっているか、教えていただけますか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 災害公営住宅の進捗状況ということで、ご説明させていただきます。

今、予定しております甲佐・乙女・白旗地区、3地区の災害公営住宅を建設予定しております。白旗・乙女地区と甲佐地区、3地区とも県のほうに協定を結んで委託しております。白旗・甲佐地区に関しましては、今、設計業者も決まり、最終的なレイアウトとか間取り等の詰めの協議を行っているところでございます。

甲佐地区につきましては、公開プロポーザルといたしまして委託業者を選定することになっておりまして、それが6月11日、あさってですけれども、まず一次審査を経て、7月中に最終的なプロポーザルで業者を選定するということになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） ありがとうございます。

災害公営住宅の進行状況については、県のアートポリスですかね、そういうふうな情報の中から見ることはできるんですが、町の例えばホームページとかといったところで、同じようなものが見れるかというのは、ちょっとないような気がしますが、それは、やっぱり町の情報として載せるということは難しいんですか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 今、佐野議員がおっしゃられたのは、恐らく甲佐地区の公開プロポーザル等の情報だと思います。確かに県のホームページでは、募集に関しましてホームページで、公募型ですのでホームページに掲載されてありました。今後、確かに甲佐町のほうでは公開プロポーザルに関しましては載っておりませんが、全ての災害公営住宅につきまして、スケジュールリング等につきまして掲載させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 甲佐地区の災害公営住宅等の予定は、その県のホームページから見ると面積的にちょっと、当初と変わっていないような気がしますが、変更等はないんですか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 甲佐地区の災害公営につきましての面積ということですが、全員協議会で議員の皆様にお伝えしておりました、大体約1万7,800平米ほどで説明しておりました。今、県のほうで甲佐地区に関しまして、公募型のプロポーザルで募集されておりますその面積は、県のほうでは1万2,800平米となっております。この1万2,800平米につきましては、現時点で確実に用地交渉が成立する分の面積という形で、公開プロポーザルにかけられております。

一番、今回の甲佐地区の災害公営住宅及び子育て支援・防災公園とありますが、災害公営住宅部分が至急、早急に急がなければならないというところで今回、まだ用地交渉が確定していない部分を除いたところで公開プロポーザルにかけてあります。まだ残り分の土地については用地交渉を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 今の2番議員の質問の中に、今、仮設に住んでおられる方が今

回、この公営住宅に入りたい、利用しないとか、そういう調査とか何かされたと思いますけれども、どういう状況になっているんですかね、それ。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 災害公営住宅の入居者に関するアンケート等の調査だと思えます。昨年8月に、まず第1回目の意向調査を行っておりまして、それに基づいて建設予定ということで、甲佐30戸、乙女・白旗それぞれ10戸という形で、全員協議会でご説明しているところでございます。

その後、本年に入りまして2月に、また改めて全壊・大規模半壊及び仮設、みなし、あと解体を申請されるところに、また改めて意向調査を実施しております。その結果を踏まえまして、乙女地区10戸という建設予定のところを現在12戸という形にしております。甲佐、白旗につきましては30戸、10戸ということで、そのままの計画で今、事業を進めております。

その後、平成29年の2月に意向調査を行ったところで、災害公営に入居したいという方で登録をいただいております。その方々につきましては、支え合いセンターのほうで聞き取り調査を今行われております。今現在、仮設入居者等に関しましては、聞き取り調査が終わった状況というところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに何か質疑ありませんか。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 寄附金の14ページの17款、寄附金というところですけど、指定寄附金とありますが、どういったところに指定されていますか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） お答えいたします。

用途につきましては、四つ区分をしております。ふるさとの景観保全という項目と安全・安心なまちづくりに使ってくださいと。それと、子どもの育成に使ってくださいと。それと、そういう指定はなしに寄附されたというふうなことで区分をしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○3番（荒田博君） 19ページの公共土木の5億5,000万円、主にこの専決処分になっている部分かと思えますけれども、この説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） この5億5,530万9,000円についてご説明したいと思えますが、公共土木施設災害復旧工事の予算については、12月の補正の段階で工事費が8億9,560万円とし、これに対する国庫の負担金を7億1,244万8,000円として、負担割合を80%で計上してまいりました。その後、国の負担金については92%に、かさ上げが引き上げられ、国庫負担金が12億7,923万9,000円に決定し、対象事業費が13億9,047万8,000円と

決定しました。その差額に対しての工事費の差額が5億537万2,000円と増額する必要があったため、工事の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。
ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 承認第2号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、各議員からの質問もありましたけれども、適正に処理されているということで承認したいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第9、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（井上幸介君） それでは、承認第3号についてご説明申し上げます。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書になります。

専第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成29年3月31日、町長名です。

記、1. 甲佐町税条例等の一部を改正する条例。

専決処分の理由といたしましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法並びに施行規則の一部改正が生じたため専決処分を行ったものです。

次のページをよろしくお願いいたします。

甲佐町税条例の一部を改正する条例。

甲佐町税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正内容につきましては、別に添付しております資料1において説明したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、一番後ろにつけております資料1のほうをご覧くださいませようよろしくお願いいたします。

資料1、平成29年度地方税法等の一部改正に伴う町税条例の改正要旨。

まず、個人住民税でございます。

1番、控除対象配偶者の定義の改正。これにつきましては、平成31年1月1日施行でございます。

配偶者控除及び配偶者特別控除の改正に伴う「控除対象配偶者」の定義の改正により、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」と名称を改める改正でございます。

下の表にございますとおり、従来の控除対象配偶者が、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のものというふうになっておりましたが、この控除対象配偶者の名称を同一生計配偶者とし、控除対象配偶者についての定義として、「同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者」というふうに改正がなされたところでございます。

続きまして、2番の上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択の改正でございます。

これにつきましては、平成29年4月1日施行でございます。

特定上場株式等の配当等、株式等の譲渡所得、条約適用配当等について、所得税の確定申告書が提出された場合であっても、その後に住民税の申告書が提出された場合には、住民税の申告書をもとに課税できることを明確化した改正でございます。

これにつきましては、基本的に配当等につきましては、源泉徴収の方法でございますが、確定申告をした場合には、総合課税であったり分離課税というふうになります。しかし、確定申告をされて、そこで還付が発生したとき、通常は確定申告どおりの住民税の課税をいたしますが、別に申告がなされたときには、例えば、所得税については分離課税、住民税に関しては源泉徴収というふうな選択ができるというふうになったところでございます。

続きまして、3番、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の改正。これにつきましても、平成29年4月1日施行でございます。

特例期間の延長の改正です。

昭和57年から平成30年までということで期間が設定してあったものでございますが、それを3年間延長されまして、平成33年度までということに改正されております。

続きまして、固定資産税です。4番、被災代替償却資産の特例の創設に伴う改正。これも平成29年4月1日施行でございます。

災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして、市町村長が認めるものを取得した場合、当該償却資産に係る固定資産税を4年度分、2分の1とするものでございます。

これにつきましては、償却資産のほかに家屋についての同様の改正もございしますが、それは地方税法での改正というふうになっております。

続きまして、5番、わがまち特例の導入に伴う改正。これも平成29年4月1日施行でございます。

まず、わがまち特例と申しますのは、地方税法上に定められた一定の割合の範囲内において、市町村の条例により割合を定めることができる特例でございます。

まず、一番上のところの企業主導型保育事業に供する固定資産に係る課税標準の特例。それと、その次に書いております家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業。これにつきましては、利用定員が1人以上5人以下ということで、いわゆる託児所ということでございます。の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例ということで、地方税法上は2分の1ということになっておりますが、それを参酌し、3分の1から3分の2の割合で、市町村の条例により定めるものとされております。甲佐町では地方税法に則り、2分の1の軽減ということで改正をいたしております。

そして、一番下に書いております、緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例でございます。これにつきましては、甲佐町にはございませんけれども、税法上、3分の2を参酌し、2分の1から6分の5の割合で定めることとなっておりますので、地方税法上の3分の2を適用しております。

すみません。次のページをよろしくお願いします。

続きまして、6番です。居住用超高層建築物に係る課税の見直しに伴う改正。これにつ

きましても、平成29年4月1日施行でございます。

居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションでございますけれども、地方税法の改正によりまして、高層階になるほど資産価値が高いということで、低層階より高層階のほうが固定資産税のほうが上がるような案分を行うということで改正がなされております。

ただ、町の条例上、その案分方法について、区分所有者、いわゆるマンションの所有者全員の協議により、補正方法の申し出ができるということをここで規定しております。

ちなみに甲佐町では、こういう建築物はございません。

続きまして、7番、被災住宅用地に係る特例措置の改正に伴う改正。これも平成29年4月1日施行でございます。

震災等で滅失・損壊した住宅の敷地であった土地は、再建されていない場合であっても、震災等の発生後2年度分は住宅用地の特例が講じられております。ただ、被災市街地復興推進地域、いわゆる、これは都市計画法に定められた指定区域でございますが、それが定められた場合には、適用期間を2年から4年に拡充する改正でございます。

これにつきましても、甲佐町での適用はございません。

続きまして、8番です。耐震改修及び省エネ改修に伴う特例措置の改正。これも平成29年4月1日施行でございます。

長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付し、市町村に申告が行われた場合には、改修工事が完了した翌年度分に限り、税額の減額割合が3分の2に拡充されたことによる申告書に関する規定の改正でございます。

続きまして、軽自動車税でございます。9番、グリーン化特例の見直しに伴う改正。これも平成29年4月1日施行でございます。

平成28年度末で期限切れを迎えるグリーン化特例、いわゆる軽課分についてでございますが、重点化を行った上で2年間延長されたことによる改正でございます。

従来、平成29年度、今年の課税分になりますけれども、昨年、平成28年の4月1日から平成29年3月31日までに新規登録された軽自動車、それにつきまして翌年分のみでございますけれども、電気自動車、天然ガス自動車は75%、2020年度基準プラス20%達成車は50%、2020年度基準達成車は25%の税額の軽減を行っております。

それにつきまして、適用期間が2年延長されまして、来年、平成30年、そして再来年、平成31年度も適用がされるということでありまして、あくまでもこれにつきましては、その軽自動車を新規登録された翌年度分のみということでございます。

内容につきましては、電気自動車、天然ガス自動車につきましては75%で変わりはございませんけれども、2020年度基準プラス30%達成車で50%の軽減、2020年度基準プラス10%達成で25%の基準というふう重点化が行われております。

最後になります、10番のその他です。地方税法及び政省令の改正に伴う「字句」「引用条項」等の改正を全般にわたって行っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。
質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。
これから討論を行います。
本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 承認第3号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、ただいま担当課長の説明ございましたとおり、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の改正ということでございますので、それによりまして甲佐町税条例の一部を改正しなくてはならないということでございます。でありますので、本専決処分につきましては承認することに賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第10、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。
税務課長。

○税務課長（井上幸介君） それでは、承認第4号についてご説明申し上げます。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書になります。

専第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成29年3月31日、町長名です。

記、1. 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

理由につきましては、省略いたします。

次のページをよろしく願いいたします。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附則。施行期日、1. この条例は、平成29年4月1日から施行する。適用区分、2. この条例による改正後の甲佐町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして、新旧対照表の次につけております資料1のほうで説明を申し上げます。

資料1、平成29年度地方税法等の一部改正に伴う国保税条例の改正要旨。

1、低所得者に係る減額措置の拡充に伴う改正。

第23条（国民健康保険税の減額）

中低所得者に係る5割軽減及び2割軽減についての減額措置の拡充を図る改正となっております。

1番、5割軽減の対象となる世帯。この世帯についてでございますが、基礎となります33万円に被保険者数、それに特定同一世帯所得者数の人数掛ける26万5,000円、これの合計額がその世帯の所得以下である場合には、5割軽減の対象となっております。そこで、今回の改正は、この26万5,000円を27万円、5,000円上げるという改正になっております。

2番の2割軽減につきましても、軽減の判定の仕方は一緒でございますが、2割軽減の場合、48万円だったものが49万円ということで、改正をしております。

これは、平成29年度、今年度分の国民健康保険税から適用いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

ありませんね。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） この国保については先般、算定システムの機械のほうの不都合があったということでございますが、これについては大丈夫なんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（井上幸介君） お答えいたします。

先立っての全員協議会で説明させていただきました国保税の軽減判定の誤りについてでございますけれども、システムに関しましては今のところ、今のところといいますか、RKKのほうから別の計算する軽減のシートをいただきまして別計算をしているところで、問題はございません。今回、遡及課税、還付の対象となられました方につきましては、全て戸別訪問を行いまして、全ての方について了承をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 承認第4号、専決処分の報告及び承認について、これも地方自治法に関係しまして、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですので、ただいま税務課長のほうからもありましたとおり、システム上も問題がないということでございますので、承認することに賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第11 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第11、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（井上幸介君） それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書になります。

専第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成29年3月31日、町長名です。

記、1. 甲佐町「平成28年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例。

専決処分の原因といたしましては、平成28年熊本地震により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する今後の財政支援の取り扱いについての通知により、国民健康保険税の減免措置に対する財政措置が延長されたことに伴い、本条例の改正の必要が生じたため専決処分を行ったものでございます。

次のページをよろしく願いいたします。

甲佐町「平成28年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町「平成28年度熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正内容につきましては、別に添付しております資料1のほうで説明してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、一番後ろにつけております資料1のほうをごらんいただきたいと思います。

「平成28年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の要旨。

この条例改正につきましては、国民健康保険税に係る減免期間の延長でございます。

第5条（国民健康保険税の減免）

この条例につきましては、適用が平成28年度のみでございましたけれども、国民健康保険税について、減免措置の期間を平成29年9月30日までの納期限に延長する改正でございます。

今回の減免期間の延長は、通常、国民健康保険税については10期で甲佐町では計算しておりますが、税額を12期で計算し、そのうちの4月から9月分までの6カ月間、半年分が減免の対象となっております。10月から3月分については減免の対象外というふうにされております。これにつきましては、東日本震災のときと同様の措置というふうになっております。

下のほうに国民健康保険税条例の第5条のほうをつけております。

死亡等による減免、これは、その世帯の納税義務者及び属する被保険者についてでございますが、熊本地震により死亡された場合は全額を減免、生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合にも全額を減免、障害者となった場合には10分の9を減免することとなっております。

住宅の被害による国民健康保険税の減免といたしましては、合計所得金額が1,000万円以下である方を対象としております。

その合計所得金額が500万円以下の場合、半壊、大規模半壊で2分の1、全壊で全額。750万円以下の場合、半壊、大規模半壊で4分の1、全壊で2分の1。750万円超の場合は、半壊、大規模半壊で8分の1、全壊で4分の1というふうになっております。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） 今回の減免措置で、被災された方々大変なことで、このようにされることに対して大変ありがたい支援策だろうと思います。ただ、議員として認識を一つ持つとかなくちゃいけないと思いますことで、今回、1年半減額をされるということであるけれども、このことによって我が町の国保会計に及ぼす影響というのは、どのように考えられるのか。その点ともう一つは、被災された方の生活環境が大変厳しくなっておるということで、そこからやはり病気等など医療費の伸びが考えられるのではないかなと私は思いますが、その点はどのように今なっておるのか。その点、2点について私に、教えていただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（井上幸介君） お答えいたします。

1年半にわたる今度の減免措置でございますけれども、この減免につきましては、国のほうからの交付金等で全て補填されるということになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 今、税務課の課長のほうからもありましたように、この免除措置によりまして負担増になった部分につきましては、国の災害臨時特例補助金、また調整交付金及び県の特例調整交付金によりまして、全額補填されるということになっております。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） また、途中だからあれですけど、いわゆる被災者の方々の医療費がどうなったのか、伸びているとか、そういった何かそういったものが、統計とかそういったのが、数字あたりは上がつとらんでしょうかということと、先ほど言ったとおり、それに対してはどのような措置があるのかなということとをちょっと質問したんですけども、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 9月まで窓口の負担に関しては減免ということの対象になっております。これに関しましては、一部負担金の免除の総額といたしましては。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 失礼しました。平成27年度の給付にしましては、11億

5,500万円ほどの給付費となっております。これが平成28年度の決算の予定でいきますと、12億3,100万円ほどの給付となる予定でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 資料によりますと、今回4月から9月まで6カ月が対象とされて、それ以降の、10月から以降の10月から3月分は対象外とされておりますが、可能性としてはどうでしょうね、その減免の延長がまたあり得るかどうか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 今のところ延長は9月末までということで、それ以上の延長はないと聞いております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 承認第5号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、ただいま担当課長にご説明があったとおり、平成28年熊本地震により被災した被保険者の等の一部負担金保険料の減免措置の延長ということでございますので、何ら異議なく承認することに賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日10日とあさって11日は議案調査のため休会、12日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前11時43分

6月12日（月曜日）

平成29年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 平成29年6月9日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 6月12日 午前10時00分 議長宣告

1. 閉会 6月12日 午後1時45分 議長宣告

1. 応招議員

| | | |
|-----------|----------|-----------|
| 1番 山内 亮一 | 2番 佐野 安春 | 3番 荒田 博 |
| 4番 宮本 修治 | 5番 福田 謙二 | 6番 西坂 和洋 |
| 7番 宮川 安明 | 8番 緒方 哲哉 | 9番 本郷 昭宣 |
| 10番 渡邊 俊一 | 11番 本田 新 | 12番 中村 幸男 |

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

| | | |
|-----------|----------|-----------|
| 1番 山内 亮一 | 2番 佐野 安春 | 3番 荒田 博 |
| 4番 宮本 修治 | 5番 福田 謙二 | 6番 西坂 和洋 |
| 7番 宮川 安明 | 8番 緒方 哲哉 | 9番 本郷 昭宣 |
| 10番 渡邊 俊一 | 11番 本田 新 | 12番 中村 幸男 |

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|-------|-----------|--------|
| 町長 | 奥名 克美 | 副町長 | 師富 省三 |
| 会計管理者 | 古閑 敦 | 総務課長 | 西坂 直 |
| 企画課長 | 北畑 公孝 | くらし安全推進室長 | 佐々木 善平 |
| 税務課長 | 井上 幸介 | 住民生活課長 | 本田 克典 |
| 総合保健福祉センター所長 | 井上 美穂 | 福祉課長 | 北野 太 |
| 農政課長 | 岡本 幹春 | 建設課長 | 志戸岡 弘 |
| 環境衛生課長 | 橋本 良一 | 会計課長 | 古閑 敦 |

| | | | |
|-------------------|---------|---------------------|---------|
| 町民センター所長 | 中 林 健 次 | 教 育 長 | 蔵 田 勇 治 |
| 学 校 教 育 課 長 | 荒 田 慎 一 | 社 会 教 育 課 長 | 吉 岡 英 二 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 岡 本 幹 春 | 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 | 西 坂 直 |
| 代 表 監 査 委 員 | 本 田 進 | | |

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 報告第1号 平成28年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第3 報告第2号 平成28年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第4 議案第23号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第24号 平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第25号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議員派遣について

日程第8 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第9 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第10 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足に達しますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告者は3名です。
順次、質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たり質問時間をおおむね1時間として議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、6番、西坂和洋議員の質問を許します。
西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 皆さん、おはようございます。見苦しい格好で議場に入廷し、一般質問することを皆さんにお断わりいたしておきます。

早速ですが、一般質問に移りたいと思います。

最初に、高齢者等の見守りが必要な方の支援についてお伺いいたします。これは、この前、新聞でも報道がありましたが、白旗仮設住宅で高齢者の方が3月15日、白旗仮設住宅において、これは男性の方ではありますが、硬膜下血腫という病気で倒れられていたのを隣人である人が発見され、声をかけられていた。そして、大事に至らなかったということが新聞報道でありましたが、私も仮設住宅あたりでこういった事案が起こらねばよいがなあと常日ごろより思っておりました。

ところで質問しますが、今後、仮設住宅のみならず各行政区においても高齢者だけでなく、日ごろより体調のすぐれない人、家の中に閉じこもりっきりの方がおられると思いますが、こういった人はややもすると孤独死につながりかねないと思います。

そこで、福祉課、健康管理センター等が今後の対応をどのように考えておられるかお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、福祉課のほうが行っている対策についてご説明申し上げます。

福祉課においては、高齢者等のひとり世帯や仮設住宅入居者への見守り対策についてご説明申し上げます。見守り対策については、町が行う公助の部分と自治会や社会福祉協議会、民生委員、または地域福祉推進のほか近隣の住民による見守り活動などの共助や互助

といった部分がございます。

町が行う公助による対策については、ひとり暮らし高齢者を含め見守りが必要な世帯に対し、介護保険事業や緊急通報システムの設置事業などを行っております。また、災害時などの非常事態に対する対策については、支援が必要な世帯に対し、自主防災組織等の避難支援対策の基礎となる避難行動要援護者名簿の作成のための実態調査をただいま民生委員さんをお願いしまして、実際行っているところでございます。

さらに、熊本地震後の新たな対策としましては、町社会福祉協議会への委託によりただいま実施しております、甲佐町地域支え合いセンター事業による戸別訪問活動などの支援や、また今回補正予算で計上しております仮設住宅やみなし仮設住宅の入居者向けへの緊急通報システムの設置事業などの対策を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） 高齢者等のひとり世帯や仮設住宅入居者への健康管理面に係る取り組みについて、総合保健福祉センターからご説明いたします。

まず、地域支え合いセンターとの連携により、被災後の環境変化に伴うストレスを減らし、入居者の孤立化を防ぐ目的で、毎週火曜日、乙女仮設団地において、また水曜日は白旗仮設団地と乙女第二仮設団地において、熊本県復興リハビリテーションから派遣された作業療法士等の専門職が健康体操等の指導を行っております。

また、健康サービスといたしまして、熊本県から委託を受けたN T T西日本等の協力のもと、仮設団地内におきまして説明会を開催し、希望者には万歩計を配布し、集会所には各自のデータを自動登録できる血圧計や体組成計を設置し、入居者の交流促進や健康維持を図っております。

このような中、どうしても専門的知識を必要とする支援者に対しましては、総合保健福祉センターの保健師がそれぞれの課題に沿った介入やフォローをしている状況です。また、要援護、要介護認定を受けておられる方へは、担当の介護支援専門員と連携、調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 今、福祉課、それから健康管理センター所長から説明がありましたように、立派な活動をされていると思います。しかし、この問題はなかなか難しいところであると思います。今回の場合は、もともと顔なじみであり、日ごろから声かけをされておったということもあり、大事に至らなかったのではないかと思います。

最近では、人と人とのつながりが薄れている感もしますが、また、町地域支援センターの職員の方々の人数では行き届かないところもあると思います。それは、仕方ないと思います。予算的にも甲佐町に12名だったのですか、主任が派遣されてきておりますが、今後は私が思いますに、結局、行政区の中でも年寄りが結構おられます。そして、なかなか家から出たがらない人、ひとり暮らしの人等が結構おられるかと思えます。

そこで、地域の中でも部落内で年寄りの人で引きこもりがちな人には、地域の者同士で声かけする必要があるのではないかと思います。これは、なかなか行政区の中で難しいと思いますが、今後は地域全体で老人を見守る、小さい子どもを見守るといった活動が必要かと思えます。

ところで、町長にお尋ねしますが、今後どういったことが必要か、お考えをお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまの福祉課長、それから保健福祉センター所長のほうから仮設住宅、あるいはみなし仮設住宅等での対応について答弁しましたので、私のほうからは在宅で生活をされております高齢者等の見守り、あるいは健康管理に係る町の今後の対策ということで答弁したいというふうに思います。

町といたしましては、ひとり暮らし世帯など支援を要します在宅高齢者世帯に対しましては、今後におきましてもできる限りのさまざまな支援を実施していくことといたしておりますけれども、地域で見守り支え合うといった地域福祉の観点からも、共助や互助といった地域住民による相互の支援体制づくりも非常に重要なことであるというふうに感じているところです。

ご指摘の職員と地域住民とのつながりということを考えましたときに、議員もご承知のとおり、現在、元気活動サポーター制度による協働のまちづくりの推進、それから地域の座談会に講師として職員を派遣して普及啓発を行う活動、これは生活習慣病とか介護予防等でありまして、そういったことを実施しております。

少子高齢化、核家族化が進行していく中で、在宅の高齢者世帯等におきましては、さまざまな生活課題が発生してくると考えられますけれども、これからは町及び地域、または社会福祉協議会などの関係団体がお互いに協力し合いながら、助け合い、支え合う町を目指して取り組む地域福祉の推進が非常に重要なポイントになってきやしないかなというような思いを持っているところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 今、説明ではっきりしましたが、24年度から28年度まで、高齢者と言われる人が448名、宮内、それからほかの地区の人数は、資料でお手元にあるかと思えますので人数は言いませんけど、この高齢者の人たちができる限り長生きできるよう、今後とも町の体制をよろしく願って、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） これで、6番、西坂和洋議員の質問は終わりました。

次に、2番、佐野安春議員の質問を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野でございます。一般質問通告に従いまして、質問を行っていきます。

まず、熊本地震6月豪雨への支援についての課題といたしまして質問を行います。

6月5日、熊日新聞1面に入居1年被災者に焦りと題して、白旗仮設団地にお住まいの町民の方々の現在の心境が寄せられておりました。この中で自宅再建の見通しが立っていない世帯は、全体の4割に上ると報道されております。ひとり暮らしの70代女性は、お金がなく親戚も頼れない。仮設住宅の期限が過ぎた後、もし災害公営住宅に入れなかったらどうすればいいのかと不安を述べられております。熊本地震から1年余りたち、再建ができつつある方々もいらっしゃいますが、まだまだこれからという見通しが立たない方も多くおられることも現実です。

そういう中で、国・県がこれまでの制度や新たな措置によって被災者への支援を行い、市町村が国・県の制度や事業では救済されない一部損壊被災者への見舞金などを独自に創設し、被災者への支援を広げております。

ただ、支援制度の仕組みがもっと被災者の立場に立ったものになれば、もっと有効に活用され、もっと多くの被災者が助かるのではないかと考えます。幾つかのことについて取り上げてみたいと思います。

まず、被災宅地復旧支援事業について質問いたします。この事業の内容について、どうなっているのか説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、被災宅地の支援事業についてご説明を申し上げます。

こちらの事業は、熊本地震における復興基金交付要綱に定められており、被災した市町村が宅地を支援するという事で、事業の内容、交付の要件などを熊本地震復興基金要綱によって定められ、こちらをもとに町のほうで被災宅地支援事業を行うため、甲佐町宅地復旧補助金交付要綱を定めたところです。

対象となる要件につきましては、被災宅地の原型復旧を基本とした工事で法面の復旧工事、擁壁の復旧工事、地盤の復旧工事や液状化による再度災害防止のための住宅の家屋の傾斜傾き工事などとなっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 被災宅地復旧支援事業ということで、詳細についてはちょっと今、課長のほうから述べられないところもありましたが、工事費50万円以下がまず対象外ということになっております。それと、工事費1,000万円までの支援ということになっております。

それに支援制度の流れを見ますと、一旦工事費の全てを被災者が出した後、3分の2の支援金を交付金のほうから出すというふうになっております。例えば、工事費1,000万円の場合には、後で支援される予定の633万3,000円を含めて支払わなければなりません。これでは、資金の目途がない多くの被災者は、この制度を利用することはできないのではないかとこのように思います。せっかくのよい制度だと思いますが、その点についてはどう

にかならないのかというふうに思います。

この制度については、5月31日現在において相談件数が98件あっております。かなりの方がこの制度を利用できるか検討をされております。これらの町民の方々がこの制度により救われることができるように、制度の改善ができないものかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 宅地被災復旧事業の申請について、工事が終わった段階で補助金を請求する場合に、領収書の添付が必要となりますけれども、その領収書を添付しなくて済むようにできないかというご質問だと思います。

甲佐町宅地復旧補助金要綱の中では、補助金交付請求時に工事費の全額を支払ったことがわかる領収書等などの提出を求めることとなっております。しかし、工事の金額次第では、議員もおっしゃられたとおり、多額の自己資金が必要となりますので、工事費を支払うことが難しく、補助金を請求することができない方も考えられると思います。

そのような場合には、復旧工事が完成し、工事の審査に合格したと認められる場合には、町の補助金要綱の中で概算払いという制度がございますので、そちらを利用して、補助金請求ができるように対応を現在協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 概算払いということで、救える制度を検討ということですが、概算払いについては、新たな負担が出るということはないのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 概算払いをするについての新たな負担というのは、ないと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 領収書ではなくて、別の方法で事前の被災者の負担が、全体の負担をしなくてもできる方法を今検討中ということでございますので、ぜひそれが実現できるようによろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

り災証明書の申請期限についてであります。申請期限については、町ホームページでは既に削除されていますが、まだ自治体の中では平成29年3月31日で終了しますという案内を載せております。ただし、市外避難や入院などやむを得ない理由により期間内に申請することができない方は、当分の間申請を受けつけていますとなっております。

町は、広報こうさ3月号に今述べました事柄を載せておりますが、4月以降の申請件数はお尋ねしたところ、1次調査が5件、2次調査が4件、再2次調査が3件と申請の数は多くはございませんが、実際申請は行われているところです。重要なことですので、広報3月号でお知らせしたり災証明書申請受け付けについては、当面、町ホームページや広報などでの掲載が必要であるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） り災証明書の申請受け付け期限につきましては、今言われましたように広報こうさの3月号で掲載をしております。それとあわせまして、ホームページのほうでも3月いっぱいが期限ですよということで掲載をしたところでございます。期限を一応3月31日で掲載をストップするというところでしておりましたので、最近までは削除された状況になっておりました。

先日、そのような指摘を受けておりますので、現在のところ3月31日で一応終了しましたと。ただし、特別な理由がある場合については、現在も受け付けておりますという記事でホームページのほうに掲載をしているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 新たにホームページのほうに再掲載をされているということで、実際、私も言いましたように、申請件数が多くはないといえですね、まだ申請が残されている方も、可能性のある方もいらっしゃるということですので、ぜひそういった案内はまだしばらくは継続をいただきたいというふうに思います。

次の事項について質問に移らせていただきます。

2番目の田口橋復旧について、田口橋復旧の問題点について質問をいたします。田口橋が熊本地震の被災に遭う前には、歩行者、自転車通学の方など、幅員が狭いために橋を恐る恐る通行したという実態があったと思います。田口橋を通行するのは、田口橋を渡った先にバス停があり農協があり、郵便局があり、学校があり、生活に欠かせない施設があって橋を通行する必要性がどうしてもあるからだと思います。車で行ける人もいますが、徒歩や自転車、あるいは歩行補助カートなどを利用して通行する高齢者の方もいるわけです。50年前のことではありません、現実問題として新しく長さ約260メートルある橋を修復するのに歩道を整備しないことは、あり得ないことではないかと考えます。

甲佐町では、緑川にかかる橋は全部で9カ所あります。上流から西原橋、井戸江峡橋、日和瀬橋、中甲橋、益城橋、安津橋、甲佐大橋、乙女橋、田口橋です。この中で地震被災により通れなくなっている田口橋を除いて、歩道の設置がないのは西原橋だけです。ほかの橋には全て歩道整備をされております。橋に歩道があるのは、私としては当たり前のことというふうに思っております。

町が最近建設された井戸江峡橋も幅約2メートルの歩道がきちんと整備をされております。この橋の車道幅は約6メートルです。昭和48年竣工の中甲橋にも狭いながらも両側に歩道が整備をされております。田口橋に歩道が整備されないのは、歩行者通行が少ないからではないかということも聞きますが、人数の問題ではないと思います。歩行者の安全をどう確保できるかの問題です。緑川にかかる100メートルを超えるような橋には歩道が必要であるというふうに思います。町としてはどうお考えか、答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 田口橋の歩道の問題かと思えますけれども、この件については先般、3月定例議会において宮川議員から一般質問でこの問題が取り上げられました。そ

の際にも詳しく答弁申し上げておりますので、佐野議員もそのときにはお聞きになっていると思いますけれども、改めてその点についてご説明を申し上げておきたいというふうに思います。

この田口橋自体の改修については、歴代の町長を初めといたしまして、議会の皆さん方、あるいは地元の県議会の先生方、たび重なる要望、あるいは陳情を続けてこられたことで今日があるかというふうに思っております。その間、田口橋の事業採択に当たりましては、県のほうでも行財政改革を推進されておられた期間になりまして、非常に大型の公共事業の採択については厳しい状況にあったかというふうに考えております。

それから、よく言われる話なんですけれども、非常にほかの路線との比較をされることもありますし、当時、期成会で要望活動に行っておりましたときも、田迎木原線の交通状況等も勘案しながら、この問題については考えていきたいというようなお話をよく県庁の担当部局のほうからあったことを記憶しているところでもあります。

ただ、そういう状況下にもありましたけれども、町といたしましては、議員ご指摘のとおり、歩道付きの整備をということで、たび重なる要望もこれまで行ってまいったところでもあります。

それと、この田口橋が事業に乗っかっていくためには、これは国土交通省のほうで河川管理者ということになりますので、やはり河川管理者に対するそういう説明といたしますか、その重要性についても町としては訴えてまいりました。ですから、いろんな施工に当たっての障害等については、その障害を取り除く努力もさせていただいたというふうな自負もしております。

ただ、そういう状況の中で、県の財政のほうも非常に厳しい状況がありまして、なかなか田口橋のような大規模な整備を早急に行うことは難しいということで、国道443号、国道266号の整備、また、先ほど申し上げました県道田迎木原線の改良が完成し、開通をいたしましたけれども、著町橋周辺の渋滞が解消できずに広域的な車の流れの変化、周辺地域の状況を見ながら田口橋の整備にどうつなげていくのか、そういった課題の整備、その手法等についても見きわめて検討してきた経緯もございます。

そういう中で、非常に歩道付きの全面架け替えについては、なかなか現実的には難しいというような県のお話も確かにございました。町として、じゃあ現実路線でいくのか、じゃああくまでも歩道付きの整備を何年かかって待っても、その辺のことで考えていくのか、二者選択が迫られる時期にあったかと思えます。

町といたしましては、道路付近が当初、6.5メートルというようなお話もありましたけれども、現在の計画では7メートルになっているということは、中間にセンターラインを引けることもできますし、また、ラインの引き方によっては歩道幅の余裕もある程度確保できる、そういう手法でも安全性は確保できるんじゃないかというような判断も持ったところでもあります。

おっしゃるとおり、フル規格での田口橋の整備ができれば一番いいことなんですけれども、やはり今の現状、特に震災後の現状をどう考えていくのか、早目の復旧復興を図っ

ていくためには、今考えておられるような整備の手法しかないとは判断したところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 3月議会でも宮川議員のほうから質問されて、今、町長がお話しされたような内容でご説明があったというふうに私も記憶をしております。

それで、この間の田口橋に関する、やや長いスパンでのお話もあったかというふうに思いますが、町長が今お話しされた県の行革、あるいは県の財政状況ということで、もしもそれを確認できる文書なり決定というのがあれば、ぜひ教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、私が知り得た情報をもとにお話をさせていただきたいというふうに思います。

よく、10億円以上の新規事業については、県としても凍結というなお話も随分前から聞いておりましたけれども、具体的には平成13年の2月に熊本県の財政健全化計画が策定されております。この中では、大規模公共事業で構想段階の公共事業、これは事業規模がおおむね10億円を超えるものにつきましては、今後の事業推進のあり方について総合的な検討を行うとともに、事業の優先度の峻別及び重点化を図るというふうに記載はされてございます。

それと、平成17年2月には、熊本県の行財政改革基本方針が策定されております。この中では、投資的経費の見直しの中で公共事業の徹底的な優先度の峻別、重点化や構想段階の大規模施設整備事業、これは事業規模がおおむね10億円を超えるものについては、原則として着工凍結などが主な取り組み事項とした記載がございします。

それと、さらには平成21年2月には、熊本県の財政再建戦略が策定されおまして、この中では投資的経費の基本的な考え方として、大規模事業、これは平成21年度以降の新規事業及び残事業費が5億円以上の継続事業については、個別の路線箇所ごとに今後の重点化、進捗調整、廃止、休止を含めた事業のあり方について見直しを行うという記載もございします。

今申し上げましたとおり、やはり県とされましても非常に長年行財政改革に取り組んでこられた中でのそういった方針を定められたものと思いますので、非常に財政的な面から申し上げましても、非常に大型事業の採択については厳しい状況にあったということは、ぜひご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長のほうから、具体的な県の行革なり財政方針なりを示す提起をいただきました。

続いていきますが、私がいろいろ調べる中で考え方、捉え方というのは、国や県のほう

にも、今、町長のほうからおっしゃいましたものとはまた別にあるんじゃないかなというふうに思います。

国、国交省は、道路安全に関する施策で、人優先の安全・安心な歩行空間の整備として、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するというふうに出ています。国交省の平成28年災一般県道御船甲佐線（田口橋）橋梁災害関連事業の中では、すれ違い困難な道路幅員を拡幅することで利便性の向上を図るといっているように出ています。県の歩道についての考え方として、県は歩道に対してどう考えているのか、県ホームページに掲載されている文章を見れば、次のようなものがあります。道路整備に関する中長期計画、平成14年。県の道路整備の施設展開の中で、人や自然に優しい空間の創造で人を中心に置き、歩道、自動車道の整備に重点的に取り組むとしています。

県民アンケートでは、力を入れてほしい道路整備では、要望の一番高いものに歩行者、自転車が安全に通行できる道路となっております。県は、道路整備で県民の要望が一番高いものが歩行者、自転車の安全に配慮が欲しいこと、県も自ら歩道の整備に重点的に取り組むと出ています。

また、県土木部道路都市局道路整備課が発行している2015年道路かわら版では、田口橋について、安全・安心なくらしを確保する道づくりと題して、本橋梁は通勤、通学路として利用されていますが、幅員が非常に狭いためスムーズな離合ができずに渋滞が発生している状態となっております。また、老朽化に伴う重量規制を実施しており、利用者にとって大変不便な状況となっております。本橋梁を整備することにより、安全で安心して通行できる交通環境を形成するとともに、円滑な通行が期待できると述べています。

安全で安心して通行できる交通環境を形成するとともに、円滑な通行が期待できると述べて出ていますが、車の通行についてはそう言えるかと思いますが、歩行者の安全は視野に入っていないというふうに思います。また、拡幅により車のスピードがアップし、歩行者にとっては危険性が増す面も出てくるのではないかと思います、そういった点ではいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 町の立場で県道を、それはまたおっしゃるとおり、歩道と車道が分離できれば、それは安全度は一番高いというのは十分わかります。

ただ、それが何故こういうことになったかというのは、今まで私のほうから説明したとおりにないかと思いますが、具体的に、ちょっとイメージを描いていただきたいと思いますけれども、御船の今城橋、メロディー橋、これは幅員が6.5メートルです。田口橋はそれよりも50センチ幅員が広がりますので、ですから私がさっきから申し上げているのは、路側の区画線のラインの引き方によっては歩道を少し広げて確保して、そういうやり方もできますよということをお話しさせていただいたと思っております。

当然、おっしゃるとおりだと思います。フル規格での整備は必要ということは重々わかった上でのこれまでの町がとってきた立場だと思いますので、災害復旧工事にも乗せられるのであれば乗せたかったんです。そういう努力もしました。実際やっているんですよ。

いろんな関係者の方々から聞き取りをしながら、また上級団体のほうからのアドバイスもいただきながら、何とか災害復旧でこれが乗らないかということの努力はしました。でも、東日本大震災の例も挙げられて、橋梁の傷み具合、損壊度がそのレベルまで達していないと、なかなか災害復旧での対応は困難だというような判断に至られたんじゃないかと思います。

ですから、そういったことを総合的に考えていただいて、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長を初め、町執行部の皆さんが、やっぱりこの問題については一生懸命考えられて、いろんな対策をされたというのは、町長のお話の中からはわかりませんが、やはり今お話がありました中でも、歩道を確保できる方法もあるんじゃないかということで、そこで歩道の確保とやっぱり歩行者の安全性がそれによって担保されるものであれば、私は一番いいのかなというふうに思います。

しかし、やっぱり安全性が危惧される場合は、どうしてもやっぱり田口橋が修復されて完成されても、その危惧はずっと残ってくるものになると思うんですよね。そういった点では、やはりそれを町として無視するというのもできないところが、私はあるというふうに思います。そのためにも、やっぱりこれから先、田口橋の歩行者の安全性、また車の通行の安全性、今度の復旧の中では今お話があったように、4.5から7メートルに広げるということで、車の通行は以前に比べればかなりスムーズになることは、今の段階でも予測が立つことではありますが、やはり長さ260メートルの中を歩行者なり自転車なり、また高齢者がカートを押しながら進んでいくということでは、その安全性を今、町長がお話された歩道の確保でできるのであればそれが一番いいかと思いますが、もしもそれができない場合は、やっぱり町としても新たな対策が私としては必要ではないかというふうに考えます。その点で、町も第6次甲佐町総合計画後期基本計画の中で、やっぱり交通安全の問題については、うたってある部分がございますが、県道関係施設の整備で歩行者、車椅子使用者等の安全性を高めるために歩道などの交通安全施設の整備を要望していきまうというふうにあります。それは当然、今回の田口橋の問題でも関係してくることだというふうに私は思います。

それと、町復興計画策定委員会に出された意見の中にも、やっぱり歩道を含む被害幹線道路、生活道路及び橋梁の復旧整備が意見として出されているという記載がございます。また、道路法という法律がございますが、この47条の6に市町村による歩行安全改築の要請の項目もございます。そういった意味で、やはり私は田口橋の復旧の課題として、やはり歩行者の安全を確保することが課題として、今、町長がお話しされた歩道として安全性が確認できるものであれば、それが一番いい方法かと思いますが、もしもそれで安全性が確保できることに対しての危惧が残ったとすれば、やっぱり町は人優先の安全・安心な歩行空間の整備がどうしたらできるのかしっかり考え、これから先も町の大きな課題として

追及していく必要性は私はあると思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 歩道に関する質問が続いておりますけれども、町としても安全性が確認できないとなれば、それは当然、要望は引き続き継続してやっていくべきだろうということには変わりはありません。

まずは、現実路線の中での決定でありますけれども、私としては、この田口橋については町の震災からの復興の本当にシンボリックなものだろうと私は考えているんです。4.5が7メートルに広がる。これまでの交通の利便性、それから安全性も非常に向上するということではありますけれども、それでもなおかつ非常に危険性があるということであれば、それは当然、期成会、あるいは町の独自の要望活動等にも展開していかなくやならんということには変わりありません。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 田口橋の質問につきましては終わりました、次の質問に移らせていただきます。

国保の都道府県化についてでございます。国保税はどうなるのかということですが、国保についての国保加入の町民の皆さんに今の思いを尋ねてみました。どういうふうな意見を持っておられるかといいますと、数年前に他県から甲佐町に引っ越してきました、この地で永住しようと思って来ました。親戚も知り合いもなかったのですが、甲佐町を選んだのは、緑川が流れ田畑があり、山々に囲まれた自然豊かないいところだからでした。町民も優しく、思いやりのある皆さんだと感じました。ただ、住んで感じたのは、もといたところより国保税が高いことです。夫婦2人だけですが、収入は年金だけですので厳しいところがあります。

また、別の方は、もともと長く甲佐町に住んでいる方ですが、涙が出るくらい高かかなあと。資産割は収入に関係なく払わなので痛かなと話されておりました。70を過ぎてパートで働いている方は高いと感じています。介護保険料も払わないかんし、4月からは年金支給額もわずかばって下がっているですもんねと。

退職して、今年から国保になった方は、高くなると思っていたが、年額10万円以上も高くなった。収入は年金しかなく、切り詰めてやっていけるか心配だと。

ちなみに、甲佐町の平成26年度被保険者1人当たりの所得は、43万3,023円で県下27位となっています。

今述べました町民の声がありますが、国保の都道府県化とは何でしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 県への移行につきまして、改革点といいますか、それをまず述べさせていただきます。

本年度までにつきましては、町が予想される医療給付費額から国・県などから入って

る交付金、または負担金を差し引いて国保料収納必要額を出しまして、それを被保険者から徴収する。必要に応じまして、税率の改正をやったり、あるいは基金の出し入れをして給付金を払うというやり方でございます、今まではですね。

来年度からにつきましてですけれども、来年度からは県が国保特別会計を設置するということになります。そして、県内全体の医療給付費を予想しまして、それから県に入ってくる交付金とか負担金を差し引いたところで、県が国保事業費の納付金の額を決定することになります。それを市町村ごとに納付金の額を決定することになります。

また、保険税率につきましては、県が標準的な算定方式によりまして、市町村ごとの標準保険料率を算定しまして公表します。町は、この標準保険料率を参考に保険料率及び算定方式を決定することになります。県は、町が賦課徴収しました保険料を納付金として取りまとめ、そのほか公費負担金と合わせましたところで保険給付に充てるための財源であり、保険給付費等交付金として町に交付されるということでございます。

それで、現在の算定方式につきましては、所得割、均等割、平等割、資産割の4方式で行われておりますけれども、これが資産税割を除く3方式になるということになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） なかなか説明を聞いておりましたも難しくてわかりづらいような気がしましたが、なかなか口頭ではこれはどうなのかという思いがありました。

続いて、ちょっと質問を続けていきますが、ここで聞いて町民の最大の関心事というのは、やっぱり国保税がどうなのかという、幾らになるのかというふうな思いがあると思います。現在でも、やっぱり一部には払うのがなかなか厳しい方もいらっしゃいます。それは、加入者がやはり年金生活者、自営業者、非正規労働者など、所得の多くない方が加入されている率が高いというのがあると思います。平成26年度ではありますが、所得金額の合計が一定基準以下の軽減世帯数は61.1%とあることからわかると思います。

私も一度だけ見たんですが、町ホームページには平成30年から国保運営者が改正されますと概略的な説明があります。しかし、この内容では、国保がどうなるのか、どうなっていくのかがわかりづらかったというふうに思います。もっと具体的に内容的なものを町民の皆さんに知らせる必要があるかというふうに思います。

中でも、今述べましたように、関心のあるところは、国保税がどうなるのかということだと思います。その中で、今、課長のほうからも説明がございましたが、国保税の金額を決定する標準保険料率が来年4月から県に移管していくわけですが、まだ公表されていないというふうに思います。来年4月以降の国保税ですので、県からの内容については示されておるとは思いますが、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 保険料率につきましてですけれども、これにつきましては、今、仮ということで出されている数字がございます。ただ、これにつきましては平

成30年度の納付金であったり、あるいは標準保険料率の試算ではなくて、現行の制度を前提としまして、仮にということ平成29年度に県への移行をした場合はというところから出された数字でございます。

現在、全体の枠につきましては国が示したわけですが、内部の詳細につきましては、県、それから市町村、それと国保連合会の担当職員でつくります都道府県移行検討部会という四つの部会がございます。その部会の中で検討されておまして、納付金、それから標準保険料率の確定というのは、予定では来年の1月の予定とされておるところでございます。

ただ、来年度の予算の関係がございますので、その前に11月には仮算定をしてというような運びになっているということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今のお話からすれば、11月頃には公表されるということですかね。私としては、やっぱりできるだけ早目に町民の皆さんに対して、また議会に対してもやっぱりそのことを知らせる必要があるというふうに思います。

続いて質問に移らせていただきます。

熊本地震の健康面での影響はどうかということで、熊本地震によって大きな被害を受けられた世帯に対しては、国保税を初めとした減免措置が行われています。これらの方々の健康状態も肉体的、精神的にかなりの痛手を受けていると思いますが、医療機関の受診状況等でそのことが見えるところがありますでしょうか、お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） お答えいたします。

給付費という形で、これにつきましては、昨日も回答したところではございますけれども、27年度と28年度の比較というところから出しております。27年度が決算で11億5,590万円ほどという金額になっております。28年度につきましては、12億3,160万円ほどということになっておまして、27年度と28年度の差といいますのが7,500万円ほどというふうになっております。

ちなみに、平成26年度は10億7,500万円ほどということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、給付費についての伸びが27年度と28年度を比べたら7,500万円ほど増加しているというようなご説明でした。私としては、そこに熊本地震との関連性があるか、そういうことを示すことができるものが資料的にあるかというふうに思ったんです、それは難しいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 国から支援を受けるのが半壊以上の世帯で医療機関にかかって、なおかつ自己負担分ですね。その自己負担分については、震災に関連するところ

ろだとは思いますが、この金額に関しましては、大体5、6,000万円ぐらいだろうと思っております。申しわけございません。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 正確な数字ではございませんでしたが、自己負担分についての金額は5、6,000万円ということで、この増加分の中に占める割合から考えれば、その計算がどうなるか私もちょっとわかりませんが、実際、医療関係に受診をされている方がやっぱり増えているということによろしゅうございますか。

では、次に移っていきます、時間もありませんので。

国保税など、減免制度は今年3月までが9月まで延長と今現在なっておりますが、9月の時点ではまだ地震、被災から立ち上がれない状況ではないかというふうに思います。町震災復興計画に載せられている町民意識調査でも、やはり生活再建支援、社会生活基盤の復旧での重要、必要な取り組みとして、生活再建のための経済的支援というのが70.3%と圧倒的に高くなっています。職業別では、農林水産、自営等の割合が高くなっているという分析もございます。そういう町民の強い思いからも、被害の大きかった被災者を救うために減免制度延長というのは、私は必要かと思うんですが、そういうことに対して県とか国に、私としては働きかけも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時58分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 9月までの減免については、先ほどから議員がご指摘のとおりであります。今後、町としてということはなかなか難しいような問題じゃないかなと思います。これはやっぱり、当然国のほうから今回の延長についても考えられたことでの結果だろうと思いますし。

ただ、そういったいろんな要望があるということは、いろんな場面においてもお伝えしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） ちょっと最後になりますが、1人当たりの国保税の調定額は、平成26年度においては、資料を見ますと8万6,921円で県下で45自治体中21位、これが平成27年度においては10万721円となり、県下4位までとなっております。現在では、やはり県内の中ではかなり高い国保税となっております。収納率は、26年度、95.57%から27年度94.94%となって、やや収納率が落ちております。収納率を見ますと、県下順位も17

位から21位に後退しています。これは一つは、やはり国保税アップが原因かというふうに思います。

最後になりますが、私はここで言いたいのは、やはり県へ移管されたとしても、これ以上の国保税の引き上げはされないように要望したいと。それとともに、現在、基金が1億3,000万円ほどございますので、幾らかでも引き下げも検討できるのかというふうに思っております。そういったことも要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（緒方哲哉君） これで2番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、4番、宮本修治議員の質問を許します。

4番、宮本修治議員。

○4番（宮本修治君） 今、復旧、復興で大変な時期ですけれども、産業の振興についてということで、地場企業の育成と企業誘致対策についてということで質問をお願いしたいと思います。

まず初めに、過去5年間の進出企業の数とその業種はということでお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） それでは、過去5年間の進出企業についてご説明申し上げます。

竜野地区に本年5月に操業を開始されましたコーラルインターナショナル株式会社様に進出していただいております。事業種目につきましては、与那国産化石サンゴ使用の総合ミネラル商品の製造販売をされております。過去5年間では、このコーラルインターナショナル株式会社様1社だけとなっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 1社だけということでもありますけれども、本町へ進出される企業の主な業種、また竜野地区に進出されているということですが、これまで主にどの地区に進出等をされているのか、過去にあればお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 本町に進出される企業の主な業種につきましては、製造業、運送業となっております。また、地域的には熊本市や御船、松橋インターチェンジに近い乙女・白旗地区となっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） それで、以前から乙女台地とかいろいろその企業が来られるということで、いろいろな話があったと思いますけども、今回はちょっと質問の内容に入れておりませんので、どういう検討をなされておるかちょっとわかりませんが、商業工業振興費で進出企業協議会負担金として5万円予算を計上してありますけども、本町に進出した企業で組織されていると思いますけども、企業会の会員と活動内容をお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 協議会についてでございますけれども、町のほうでこれまで本町に進出されております企業の方々に甲佐町進出企業協議会をつくっております。協議会には昭和48年から進出されております企業を含めまして、現在19社と甲佐町、また商工会及び準会員といたしまして肥後銀行と甲佐高校の合計23の会員で組織しております。

協議会の活動内容でございますけれども、この協議会につきましては、会員相互の親睦を図り、交流を活性化することを目的として組織しております。

主な事業といたしましては2点ございますが、1点目といたしまして会員相互の交流と親睦を図る事業、2点目といたしまして、研修会、講演会、または見学会等の開催ということになっております。

負担金につきましては、町から5万円支出しておりますが、平成27年度、28年度につきましては事業を実施しておらず、負担金についても支出していない状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 28年度はわからんじやないですけど、震災の影響で28年度できなかったと。27年度については、何でその活動をしておられんのかお聞きしたいと思えますけど。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 27年度につきましては、これまで過去に活動を行う中で主な事業であります会員相互の交流と親睦を図る事業につきまして、参加される企業が年々減少傾向にございました。会員様の本協議会に参加することのメリット、また活動に対する魅力に欠けるのではないかとということで、これまでの活動内容について事務局として見直し、充実を図るため検討を行ってございましたが、27年度につきましては実施を見送らせていただいた次第でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 活動はまた減少傾向にあるということではありますけども、例年町からの5万円の負担金を出されるのに当たっては、答弁された、活動の魅力に欠けているということではありますけども、今回はもとは産業振興課、今は農政課ですけども、産業振興課から企画のほうに移行したということで、ちょっとこの同時の27年度、課長にお聞きしたいと思います。よろしいですか。農政課長。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 27年度ということですが、私も28年4月に当時の産業振興課長になりまして、前任のことではございますが、27年3月に26年度分の総会を実施したということで聞いております。26年度分を27年3月に実施したということで、27年度分については、その26年度分の総会を受けて、内容について検討を行っていたということで聞いております。

それと、28年度につきましては、すいません、私、担当課長でございましたが、震災等もあり各企業さんも被災されており、お集まりいただいて研修なり親睦を深めるという時期がなかったということで、28年度については事業の実施を見送らせていただいております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 27年は3月でしたということではありますけれども、どんどん引き継ぎで、今回は企画課長になっておりますけれども、その前は農政課から産業振興課、担当じゃないということではありますけれども、引き継ぎがなければどんどん、さきの課長の答弁と一緒に、結論に至らず実施を見送らせたという形になりますけれども、今後、この協議会はどういうふうにご検討されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 今後の協議会のあり方ということについてはですけども、昨年の地震により町内の各企業がグループ補助金を活用され、復旧を目指されております。グループ補助金を受けるに当たっては、商工会を通じて企業間共同での事業実施を計画されております。

商工会様も協議会の会員でありますので、今回の震災により企業間連携の重要性を鑑み、協議会活動の再開、また復旧、復興へ向け情報共有など、活動内容の充実について事務局案を取りまとめ、協議会と協議を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） あらゆるところでいろいろ考えていただいて、この企業協議会も含めて、何か活動内容も充実して、今後活動していただきたい。

また、それとは別に熊本県企業誘致連絡協議会として、負担金も予算の計上がございますけれども、この協議会の説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） それでは、熊本県企業誘致連絡協議会ということですけども、この協議会につきましては、熊本県で協議会をつくっておられます。会員数といたしましては、企業が114社、市町村37自治体、熊本県、また、特別会員といたしまして七つの学校法人で組織されております。

協議会の目的につきましては、各種情報交換や交流を通じて、県及び市町村と企業との

連絡を強化することにより、より効果的に企業誘致を推進するとともに、企業の事業活動を側面から支援し、本県の持続的な発展に資するとされております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） では、町独自のやつと熊本県のほう、二つあるということですが、企業誘致連絡協議会は10万円負担をしておられるが、その効果はどれぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 入会の効果ということですがけれども、協議会の事業といたしましては、ホームページや会報誌の発行などの広報事業、市町村職員や企業会員向けの研修会の開催を行う教養事業、産業展示会への出展、会員相互の交流や企業誘致のためのセミナー開催など、企画事業と誘致活動事業などが行われております。

ご質問の本会議への入会をしての効果ということですがけれども、まず職員向けの研修会、セミナー等へ参加することで、企業誘致担当者の資質向上や情報収集、また、県外での企業向けのセミナー開催やホームページで県や各自治体の企業誘致に対する優遇措置等の情報提供がなされております。

ただ、これまで直接的な企業誘致の実績はございませんが、当協議会を通じまして情報発信を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） いろいろこの協議会の中ではいろんな職員の資質向上とか情報収集、いろいろあるわけではございますけれども、その中で今年度はまだと思いますけれども、変わる前は毎年参加されよったのですかね。毎年でしょう。ちょっとわかりませんが、ちょっとお聞きしたいと思います。28年度は携わつととですね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時22分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（宮本修治君） 県のほうに関しましては、甲佐町としてはどこまでの中身の濃い話で今までされてきたのか。全体として企業誘致の件で話をされるのか、その中身がちよっと説明できればお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） これまで甲佐町で、企業誘致連絡協議会でどのような携わりをしてきたかということですがけれども、私も以前、企画課のほうにしまして、この企業誘致連絡協議会の研修とか企業のセミナー等にも参加させていただいているとこ

ろでございます。

その中、まず県の企業立地課の方と懇親を深めるという形で顔見知りになったというところで、情報の提供やこちらからの提供、また熊本県のほうからもこういった企業が今進出を考えられておられると、適地はございませんかといった情報交換等も行っているところでございます。

ホームページにつきましては、甲佐町の優遇措置等につきましては、毎年情報は公開されているというところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） なかなか企業誘致に関することは、以前からまちづくりが取り組んでおられますけども、なかなか厳しい状況下にあるのは事実じゃなかろうかと思えます。

過去にこれは来ていただいたところに聞くと、なかなかないのが現状で、これに負担金を納めて、今おっしゃったけども、以前に質問しましたけど、中身がほとんど連絡協議会となっておりまして、名前ばかりではなかろうかと思えます、実質的には。ただ、甲佐町に対するというか、優遇措置等でありまして、甲佐町の優遇措置としての中身ですね。また、ほかの自治体と比べてはどうですか。甲佐町独自ですよ。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 企業誘致に対する優遇措置ということで、本町におきましては、甲佐町税特別措置条例におきまして、甲佐町工場等設置奨励条例第3条第1項第1号及び2号に規定するものにつきましては、固定資産税を10分の9、また第3号に規定するものにつきましては、2分の1減額する不均一課税を3年間行うこととしております。

他の自治体につきましては、固定資産税の減免ではなく免除とか、用地取得費等への補助等も交付されている自治体もございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 甲佐町としては、いろいろな減免措置等をされておられるわけですけども、来ないことにはどうしようもないと。進出企業でも企業誘致にしても、来なければどうしようがないということですけども、一昨年度ですか、実施した工業団地の適地選定調査の結果ということでお聞きしたいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 一昨年度に実施した工業団地の適地調査の結果ということですけども、皆さんご存知のとおり、甲佐町につきましては交通アクセスの面で九州縦貫道の御船インターや松橋インター、それぞれ11キロ、13キロと近距離にあります。また、この前、新聞報道でもなされておりますが、城南町のほうにスマートインターチェンジが7月9日開通するというので、交通アクセスの面では好条件を有しております。

そんな中、企業誘致が進まないという状況で第6次の総合計画においても企業誘致に努め

ると。また、企業用地の整備の検討を行うと位置づけられいております。そのようなことから、一昨年度、適地調査ということで、まず法的な条件、上位計画との整合性、地域の特徴、地区の現状などを踏まえた開発適地調査選定を行っております。その結果といたしましては、乙女地区に2カ所、3候補地、白旗地区に2カ所の4候補地が抽出されております。今後は、その4カ所、7候補地につきまして、その用地を中心に町の企業誘致に係る基本方針を検討することといたしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） ちょっとすみませんけども、関連で乙女地区に2カ所と候補地3カ所、白旗に2カ所の4候補と、そこを教えてくださいませんか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） それでは、まず乙女地区2カ所につきましては、今現、宇城鉄筋工業団地がございますけれども、その1カ所に二つの地区が考えられるのではないかとということと、熊本市と隣接しておりますけれども、府領のほうに県の樹苗試験場がございます。その場所となっております。それで2カ所の3候補地ということになっております。

白旗地区につきましては、田口橋の下流、JAのガソリンスタンドが県道のこちらから行きますと左側にあるかと思えます。そちらを1カ所で候補地として二つのパターンで考えられております。

あともう一つは、西邦電気周辺ということで、西邦電気のところの候補地と、あと今、仮設住宅となっておりますが、白旗のグラウンドも候補地として上がっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 結構ですね、7地区ということではありますけども、選定調査の結果で乙女・白旗地区に7地区として上げられておりますけども、特に地震が大きかった地区だとは思いますが、今後はどうされるつもりですか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 工業団地の適地調査の結果、乙女・白旗ということで候補地として上がっております。確かに、去年の地震におきまして乙女・白旗地区につきましては甚大な被害が起こっている状況でございます。今後、基本方針を検討する上で、対策等については調査、研究、検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） それぐらいしか言われんですね、やっぱりね。何でも、特にやっぱり地震がひどかったと思えます。ただ、適地であっても地盤やら何やら地下やらあろうと思えますけども、その適地調査の結果を踏まえて、今後の幹線道路網の整備が企業誘

致に欠かせない条件であると考えますけども、企業誘致を進める上で企業への受け皿、何らかの支援の充実も必要ではないかと考えますが、町長の意見を聞きたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどからの企画課長の答弁にもありましたけれども、甲佐町の工業団地適地選定調査の調査結果に基づきまして、議員からご提案がっております道路網の整備でありますとか、それから現在進出されておられる企業の方々との情報交換も行った上で、さらなる企業支援等についても考えていく必要があるかなというふうにも思います。

幹線道路の整備といったことについては、町のほうでは現在、ご承知のとおり町道の道路整備5カ年を策定しておりますので、その中で計画的な整備を政策的に進めていくということになろうかと思えます。

今後とも、多くの企業が進出できるような環境を整えながら、町民の皆さん方の雇用の場を確保する、そういうことにつながるような企業誘致に取り組んでいくということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） ありがとうございます。

今、復旧、復興で大変な時期ではありますけども、この企業誘致は、残せないの問題点ではあるかと思えます。今後、甲佐町も高齢者がどんどん進んで、若者が減り人口も減っていくと思えます。そういう状況の中で早かれ遅かれ、早急に企業誘致で何らかの支援を考えていただいて、雇用の確保、若者が地元に残れるまちづくりを町長あたり、さらなる努力をしていただいて、皆さんで考えてまいりたいと思えますので、どうか重要課題として検討していただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、4番、宮本修治議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

日程第2 報告第1号 平成28年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、報告第1号「平成28年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 報告第1号についてご説明申し上げます。

報告第1号、平成28年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により下記のとおり報告をいたします。

記、平成28年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書。

説明につきましては、款、項、事業名、それと翌年度繰越額にて説明をさせていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、個人情報保護等安全管理体制整備事業1,101万6,000円。同じく災害公営住宅建設事業6,344万6,000円、項 3 戸籍住民登録費、地方公共団体情報システム機構交付金事業106万8,000円。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業4,772万6,000円、項 3 災害救助費、住宅応急修繕事業7,339万9,000円。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、甲佐町強い農業づくり交付金事業21億2,580万円、震災復興旧緊急対策経営体育成支援事業12億639万6,000円、項 2 林業費、林地崩壊防止事業3,158万4,000円。

款 7 土木費、項 2 道路橋りょう費、道路維持事業1,334万8,000円、道路新設改良事業2億3,219万6,000円、項 3 河川費、河川管理事業130万円、項 4 住宅費、町営住宅建設事業2,302万3,000円。

次のページをお願いいたします。

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業1億5,361万7,000円、グリーンセンター駐車場整備事業410万9,000円、宅地耐震化事業1,620万円、被災宅地支援事業3,200万円。

款 9 教育費、項 2 小学校費、龍野小学校増築等事業1億3,133万9,000円。

款10災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧事業1億9,924万6,000円、林業施設災害復旧事業1億9,627万円、項 2 公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業11億6,150万1,000円、町営住宅施設等災害復旧事業850万円、項 3 厚生労働施設災害復旧費、町民センター地震災害復旧事業660万7,000円、中早川児童館地震災害復旧事業492万4,000円、項 4 文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧事業4,115万3,000円、項 5 その他公共施設・公用施設災害復旧費、熊本地震農山漁村活性化施設復旧等事業3,286万9,000円。

合計、58億1,863万7,000円です。

平成29年6月9日提出、町長名です。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。報告第1号についての質疑を伺っております。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告第1号、平成28年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第3 報告第2号 平成28年度甲佐町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の

報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、報告第2号「平成28年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 報告第2号についてご説明申し上げます。

報告第2号、平成28年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。地方公営企業法第26条第3項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、平成28年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事業費の繰越額でございます。

款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読みあげさせていただきます。

款、事業費、項、営業費用、災害復旧事業1,170万円。

款、事業費、項、営業費用、受託事業105万円。

合計、1,275万円です。

平成29年6月9日提出、町長名でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） それでは、これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。報告第2号についての質疑を伺っております。

ありませんね。

福田議員。

○5番（福田謙二君） ここで説明に熊本地震に伴うということですが、この事業は完全に全部終わってるんですかね、まだ途中ですか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 工期についてご説明させていただきます。

まず、災害復旧事業ですが2本ございまして、県道宇土甲佐線配水管災害復旧工事、宇土甲佐線の田原の手前のところでございますが、こちらが7月いっぱい竣工予定となっております。もう一本が、世持配水池の災害復旧工事で、こちらは5月12日に竣工しております。

受託事業でございますが、津志田の葉山地区というところの給水管、各戸に引き込む7件分の地区から頼まれて行っている工事でございますが、こちらは6月いっぱい竣工する予定であります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 報告第1号、報告第2号とある中で、やはり29年度、建設課初め農政課あたりはかなりの29年のこの事業を抱えておる中で繰り越し。繰り越し事業だから、事故繰り越しがないように万全にやってもらわんと、そういう点で29年度事業ももちろん

ですけど、繰り越したやつあたりについては、やはり県あたりの事業を聞くと、不落とかそういうことが起きておりますので、その点はどのように捉えておられるか。この報告第1、第2についていろいろ異議を申して尋ねるわけございません。今後のやっぱり繰り越したやつ、また新年度事業あたりの取り組みについてお尋ねをしておきます。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 平成28年度の繰り越しについてのご質問ですけれども、建設課においても災害復旧事業費あたりで11億円余りの繰り越しをやっておりますけれども、現契約において約50%の8億円ほどを契約しております。残りまだ工事期間がございますけれども、平成28年度繰り越した分は優先的に実施をいたして、事故繰り越しがないようなことで進めたいという思いであります。建設業界のほうとも協力しながら、スムーズな復旧工事が行われるようにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 水道事業に関しましては、先ほどご説明申し上げましたように、7月末に完了予定ですので、そのような問題は起こらないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 農政関係の工事についてお答えいたします。

現在、農業関係については、査定件数に対しまして27.2%の契約率となっております。林道のほうが林道災害復旧工事につきましては13%ということで、これまで入札に付しましたもので不調不落というものは発生はいたしておりません。

ただ、現在も契約工期についてはかなり長目にとって入札に付しておるといような状況もあります。繰り越しました予算につきましては、先ほど中村議員のほうからもありましたとおり、事故繰りにならないように事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 繰り越しについて、それぞれ担当課のほうから詳しいご答弁がありました。やはり、事故繰り越しはここに、我が町もあっております。そういうことで、やはり29年度の新事業についても災害関連もかなりあると思っておりますので、その点もやはり100%近いような予算執行ができるような状況に取り組んでいただくことをお願いして、質問にかえさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告第2号、平成28年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第4 議案第23号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議案第23号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 議案第23号についてご説明申し上げます。

議案第23号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することといたしております。

平成29年6月9日提出、町長名です。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条中「489人」を「483人」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

今回の条例改正につきましては、毎年度団員の実数にあわせて定員数を改正しているものでございます。今年度は、団員数が6名減少したということで、改正をお願いするものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第23号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、先ほども説明ありましたように、新年度の団員数の実数確定によるものでございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第23号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく昼食のために休憩いたします。

午後は、1時から本会に入りたいと思います。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第24号 平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、議案第24号「平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 議案第24号についてご説明申し上げます。

議案第24号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）です。

1ページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,195万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億7,872万5,000円といたしております。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正。第2条。地方債の変更は、第2表地方債補正によります。

平成29年6月9日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款14国庫支出金に2,091万3,000円を追加し、36億228万8,000円といたしております。2の国庫補助金、3の委託金です。

款15県支出金に9,278万3,000円を追加し、11億8,505万7,000円といたしております。2の県補助金です。

款18繰入金から1,473万8,000円を減額し、5億1,355万1,000円としております。1の基金繰入金です。

款20諸収入に100万円を追加し、3,554万7,000円としております。5の雑入です。

款21町債に2,200万円を追加し、23億740万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額109億5,676万7,000円に1億2,195万8,000円を追加し、110億7,872万5,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2総務費に99万9,000円を追加し、18億1,510万8,000円としております。1の総務管理費です。

款3民生費に2,074万円を追加し、20億3,117万7,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費です。

款4衛生費につきましては、歳出科目の組みかえを行っておりまして、補正額はゼロ円です。

款5農林水産業費に1,260万円を追加し、4億1,794万4,000円としております。1の農業費です。

款6商工費につきましては、歳出科目の組みかえを行っておりまして、補正額はゼロ円です。

款7土木費に8,122万6,000円を追加し、10億9,817万7,000円としております。1の土木管理費、4の住宅費です。

款8消防費に317万8,000円を追加し、3億5,257万1,000円としております。1の消防費です。

款10災害復旧費に321万5,000円を追加し、14億713万6,000円としております。3の文教施設災害復旧費です。

歳出合計。補正前の額109億5,676万7,000円に1億2,195万8,000円を追加し、110億7,872万5,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。

1、変更です。

起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額でご説明申し上げます。

過疎対策事業4億350万円に1,880万円を追加し、4億2,230万円としております。

災害復旧事業3億8,740万円に320万円を追加し、3億9,060万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） ただいま、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず最初に、歳出全部についての質疑をお願いいたします。歳出全部についての質疑を

お願いいたします。9ページから12ページです。9ページから12ページの質疑を行います。

何か質疑ありませんでしょうか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 9ページです。すいません、この民生費のところに乙女高齢者福祉センター云々というのがあります。直接この金額についてどうこうじゃございませんけども、関連で少し2、3質問させてください。

まず、名称なんです。もともとは、乙女、あそこはふれあいセンターというふうに言っていたと思うんですが、高齢というのがついたのには何か災害復旧ということで財源的なものとかいろいろで高齢というのがついたのかどうか、まずお聞かせ願えますか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、これまでの乙女福祉ふれあいセンターが今回の補正予算の中で乙女高齢者福祉センターと名称が変わっているということで、これまでの経緯を含めて名称の変更ということで説明させていただきます。

まず、旧乙女福祉ふれあいセンターにつきましては、白旗とか竜野とか含めて、通称、福祉ふれあいセンターと言っておりますけども、実質上は補助事業名が介護予防拠点施設ということで、平成13年に乙女の場合は改築という形で建てております。これが実際、地震で被災して解体となって今はないわけでございますけども、一応再建につきましては、昨年度から復旧に係る財源確保ということで町村会や県などを通じて国への要望を行い、また、厚生労働省とか熊本県の健康福祉政策課と協議を行っております。関係機関の方々にはいろいろと努力をしていただきましたけども、結果的には東日本震災並みの支援は難しいという見解でございました。

そういうことで、既存の災害復旧、それと先ほど申しました介護予防拠点施設というような補助事業と過疎対策事業と比較、検討を行いました。過疎対策事業につきましては、震災前から乙女地区への高齢者福祉センターの整備ということで過疎計画中にその計画を盛り込んでおりました。高齢者福祉センターというのは、過疎事業のメニューに高齢者福祉という形で載っておる施設でございます。

どの方法が自主財源の負担が抑制されるかを比較、検討した結果、建築費以外にも設計や造成、外構工事なども対象となる過疎対策事業が最適であるという判断に至っております。

そういうことで、過疎事業で行うということで、高齢者福祉センターというふうな名称で設定させていただいております。

以上でございます。

宮川議員。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） これまでの経緯については、よくわかりました。

では、もう少し。そのような今度つくることに対して、地元の方々への説明というかそういうのはなさっているのかというのと、したというのであれば、どういう方にそういう

説明されているのか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） まず、本計画については、今年度になって一応町のほうで方針決定をしまして、今回補正予算という形になっておりますけども、これまでにその甲佐町の敷地内に学校の用地でありますけど、乙女小学校の学校用地でありますけども、そこに建てるというような形で計画しております、その説明につきましては学校はもちろん、PTAの会長さんには個別に説明をいたして、内諾を得ております。

あとほかには、乙女地区の区長会の代表の方と民生委員、また老人クラブ、それと子ども会育成会等、また、まつやま塾でいろいろ支援をしてくださっている代表の方などについて、5月16日の乙女地区の社協の役員会がございました、理事会とですね。まだ総会は7月4日にあるという予定でございますけども、その役員会の中で説明を行っております、地域の多目的に使うコミュニティの拠点施設ということで内諾を得ているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） そういう方々には説明はしておるとのことですね、はい、わかりました。

その中で何かご意見等は特にございませんでした。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 地域の方々につきましては、それはぜひやってほしいということでは了解は得ているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） もう一つ、私は気になることがあるんですけども、結局これ、福祉課の所管でやられる。先ほど課長がおっしゃったように、これ学校敷地内だということで、その辺の学校にも説明したと言うけども、私たちがというか、私は小学校、やっぱりあそこはまつやまということで、小学校の卒業式等に行きますと、必ずまつやまで缶けりをしたんですとか、何かをしたんですと、そういう思い出があるんですと。乙女の職員の方、それから議員さんもいらっしゃいますけど、必ずそういうことが出てくるんですけども、その辺に対して、これは教育長どうお考えなのか、その辺のケアというか、なくなるわけですよ、まつやまがね。その辺に対して何か今思っておられる考えがあれば、お聞かせ願いたい。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 今の学校の横のところのまつやまと通称呼ばれている小高い丘があります。そこは今、子どもたちが本当に楽しく遊んでいる場所ではあります。

ただ、今回いわゆる福祉ふれあいセンターが校内の中庭にあった施設で、実際あったわけですけども被災をいたしまして、取り壊わざるを得なくなったということで、代替地を

町のほうで探されて、適地はあのまつやまが一番適地であろうという、そういう結論でございますので、子どもたちの貴重な遊び場ではありましたが、中庭が今あいておりますし、校庭等を使って子どもたちが遊ぶ場所の確保は何とかできるだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 12ページです。一番上段の消防費の中で防火水槽の撤去工事というような予算が計上されておりますけれども、撤去の経緯を教えてくださいと思いますが。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 今回の補正でお願いしております防火水槽の撤去工事、これにつきましては南三箇に設置をしてあります防火水槽でございます。この防火水槽につきましては、設置が平成6年12月に民地を借りまして、民地といいますか民の宅地に借りまして、そこに設置をしているということで来ておりました。

昨年の熊本地震が発生いたしまして、そのときにその宅地自体が被災を受けたということで、住宅も被災を受けている、それと防火水槽についても若干の被害を受けていると。土地自体も若干の隆起とか沈下とかそういったものがありまして、その地権者の方が宅地の復旧をされるに当たりまして、どうしても防火水槽自体が支障を来すということで、撤去をお願いするというようなことで申し出がっております。

この防火水槽の設置に当たりましての経緯でございますが、地権者の方のお父さんと地域の区長さんたちが協議をされて、提供しますということで町のほうに申し出がありまして、町のほうはそれを受けて設置をしたということでございます。そのときの提供につきましては、書面で何も残してなかったというようなことがございまして、昨年の地震を受けて、そういったことで撤去を申し出される。町としましても、そういう文書も残っていませんでしたので、本人さんの強力な撤去の申し出がございまして、地区のほうでもいろいろ話し合いをされましたけれども、どうしても撤去をしてくれというようなことがございまして、今回撤去をするということで補正予算を組ませていただいております。

○議長（緒方哲哉君） 本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 平成6年に設置されたというようなことで、民地にかかっておるというようなことでございますが、今現在は民地に消防施設とか何かは設置はされていないでしょう、どうでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ほかの防火水槽ということでよろしゅうございますか。

ほかの防火水槽につきましても、一部民地を借り上げて設置をしているところがございます。基数につきましては、ちょっと手元に資料を持ってきておりませんので具体的な数字は答弁できませんけれども、基数は民地にもあるということで、今後そういう民地にある防火水槽、それと消防詰所とか水防格納庫とかございますので、そういったところの権

利関係を調査をいたしまして、町の名義になっていないものについて、極力町の名義にするようなことで進めていきたいというふうには考えております。

○議長（緒方哲哉君） 本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） わかりました。

現在、今度新規でつくられるについては、民地等には設置されないようにはなっているかと思えます。私がちょっと気にかかったのは、白旗校区のJAのかみましき、上白旗支所だったですかね、そのときは、支所地内に防火水槽が設置してあるわけですよ。民家と農協の敷地の間にですね。そういうこともありますので、これはちょっと民地にかかっておるという予算上だったと聞いたもんですから、そういうところについても、その敷地の片方に寄っているから、行々はそこも買収しとった方がいいんじゃないかと思ひまして質問でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

本田議員。

○11番（本田 新君） すいません、11ページの一番下です。自立支援のがあっておりますが、これとちょっと関連して、金曜日だったですか、熊日に農道に水路等のそういった公共のやつにも、そういった自立的なことがあるとか、多面的なことでの田当たり2,000円とか4,000円とかというのがちょっと載ってたんですが、これはどういったことなのか、担当課のほうで把握されとるなら説明を願いたいと思ひますが。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） ただいまご質問の農業用施設の自力復旧に該当するというところで新聞報道があつていたと思ひます。これにつきましては、今回10ページに予算をお願いしておりますのは、農地の自力復旧ということで、各農家であるとか生産組合等が災害に係らない補助について、自力復旧をされたものに2分の1、または20万円、いずれか低い額を補助するという制度でございます。

新聞に載つておりましたのは、農業用施設、用水路であるとか災害復旧、災害復旧は国の制度につきましては40万円以上が災害復旧の対象になるということで、40万円未満のものについては国の制度の対象になりませんので、国の制度の対象にならない水路であるとか農道であるとか、複数の人で利用してる水路になりますが、自力で復旧されたときには、それについても基金のほうで補助対象にしましょうという制度でございます。

それと、借地料が載つていたかと思ひますけども、被災した農地で災害復旧工事のために1年以上耕作ができない方がその被災した農地の代わりに新たな農地を借りて農業を、営農を続けられた場合、新たな農地に係る借地料について助成をしましょうという制度でございます。

この借地料、それと農業用施設については、6月県議会で審議をされているということで、すいません、ちょっと予算のほうで成立したかどうかは確認をしておりますが、県議会のほう、6月に予算要求をするということで聞いております。

それと、一つ忘れておりましたが、農業用施設の復旧については、多面的機能支払いの対象となっている地域については、基本的に該当しないということで県のほうから説明を聞いているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） では、水路だとか農道あたりを40万円以下ということでありま
すけども、これは一体どういった人たちが事業主というか、なるだろうと考えられるか
ということ。行政区だとかそういった自然保全会だとか、そういったところが事業主となっ
て、そういった水路だとか農道の補修あたりをするということが可能なのかどうなのか。当面
のところは、自然、ああいったあたりを。それはいい、至らん質問になるといかんから、
とにかくそういったところが想定されるんですか、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 事業主体としましては、土地改良区、40万円以下の被害と
いうことであれば土地改良区も該当すると。それと、各行政区というのも当然対象になる
だろうと。農家個人も専用の水路であると助成の対象になりませんので、例えば私と隣の
農地の方が共有して使っている水路の復旧をするということであれば、農家の方が事業主
体にもなるというふうに説明を受けているところです。

以上です。

○11番（本田 新君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 12ページの災害復旧費の川平キャンプ場改修工事について説明
をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 川平キャンプ場につきましては、現在、破損の状況と
いいますのが、クラックが数十カ所ございます。それと、壁のクロスがはがれていたり、
戸の閉まりが悪かったりというようなところがあります。一番大きなところが、スラブ部
と地盤との間に隙間があいております。これにつきましては、地盤沈下が起こっていると
いことで、その隙間を埋めたりクラックを修繕したりとか、そういうようなものを上げて
いるところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） その改修をしても、今年というか使えるような状態になるわけ
ですか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 本日、担当と係長のほうで県のヒアリングを受けてい
る状態でございます。それが済み次第どういった状況になるかということで、そこを承諾

された部分についてはすぐに工事業者と対応をして、工事を発注したいというふうに思っておるところです。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） キャンプ場としての利用は、可能だということですね、工事が終わとですね。

○社会教育課長（吉岡英二君） はい。

○2番（佐野安春君） 別件でよろしいですか。

○議長（緒方哲哉君） どうぞ。

○2番（佐野安春君） 10ページの民生費の中の仮設住宅入居高齢者緊急通報システムというのがございますが、この内容について説明よろしゅうございますか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、仮設住宅入居高齢者等緊急通報システム事業についてご説明申し上げます。

まず、現在仮設住宅やみなし仮設住宅に入居されている世帯には、ひとり暮らし高齢者や心臓疾患等の緊急事態が予測される慢性疾患、または脳血管疾患等の既往症があるため、もしくは転倒の可能性が著しく高いなどの理由で日常生活を行う上で注意を要する状態である方がいらっしゃいます。県内においては、孤独死等の事案も発生している状況であるため、熊本県が熊本地震復興基金による補助事業として、市町村を通じて行うという事業でございます。

内容につきましては、携帯型の緊急通報システムを仮設住宅やみなし仮設住宅で見守りが必要と思われる世帯に対し、設置及びその後の維持管理を行う計画としており、近隣者の今、支え合いセンター等で行っております近隣者の見守り等ソフト対策に加えまして、ハード対策としてさらなる見守り体制の強化を図るという事業でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） その事業の対象者、またはいつから利用できる予定なのか、よろしゅうございますか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） まず、本事業の対象者につきましては、今、支え合いセンターのほうで調査をしておりますけれども、対象と思われる世帯が56世帯あるというふうに想定しております。

その中で、今後、事業の開始月につきましては、一応県の配分予算の試算では、7月からということになっておりますけれども、この予算については県議会のほうにも県のほうで諮るというようなことになっておりますので、7月、遅くても8月ぐらいから申請をいただいて、設置まで事業開始としていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（佐野安春君） よろしか。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 11ページ、土木費です、一番下。甲佐町宅地復旧補助金、この内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この土木費の8,000万円の今回の補正につきましては、復興基金による被災宅地の復旧支援事業に対応するための8,000万円となります。相談窓口のほうを4月21日から開設しておりますけれども、現在、約100件程度の相談がっております。そのうちの60件分当たりの8,000万円を今回予算として計上させていただくものであります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、歳入全部についての質疑をお願いします。歳入全部についての質疑をお願いします。7ページ、8ページです。7ページ、8ページです。

歳入全部についての質疑をお願いします。7ページから8ページまでです。

歳入全部についての質疑を伺っております。7ページ、8ページです。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） それでは、最後に本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願いします。

ありませんか、ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第24号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）がありますが、今回の1億2,000万円ほどされておりますけれども、その中に8,000万円の住宅の補修、補助金等が含まれており、また、民生費のほうではふれあいセンターですか、乙女の高齢者ふれあい施設あたりの大きな予算が組まれておりますけれども、いずれもしっかりとした予算立てをしてあって、これを持つていって、さらに災害からの復旧、復興を加速させる補正予算だろうということで認めまして、本予算に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第24号「平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第25号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、議案第25号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 議案第25号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,981万2,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成29年6月9日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款12諸収入に9,000円を追加し、1万9,000円としております。3の雑入です。

歳入合計。補正前の額19億6,980万3,000円に9,000円を追加し、19億6,981万2,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1総務費に42万2,000円を追加し、4,062万5,000円としております。2の徴税費です。

款12予備費から41万3,000円を減額し、5,433万9,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額19億6,980万3,000円に9,000円を追加し、19億6,981万2,000円としております。

今回の補正につきましては、歳入では後期高齢者医療制度の前の制度であります老人保健制度の医療費として概算で当時拠出しておりました分が精算として還付されてきたというものでございます。

歳出では、本議会の承認第5号で専決処分の報告をしまして、その承認をいただきました熊本地震に係る災害者に対する国民健康保険税の減免期間の延長に伴いまして、電算システムの改修が必要となったための増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。質疑につきましては、本予算全部についてお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 議案第25号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正の内容から見て何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第25号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議員派遣について

○議長（緒方哲哉君） 日程第7「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣すること、日程等の変更につ

いては、議長に一任することに決定いたしました。

日程第8 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第9 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第9「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については、一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の中の二つの常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の二つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第10 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第10「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

申し出のとおり、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 6月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月9日から本日までの4日間にわたり、ご提案をいたしました諮問案件、同意案件、承認案件、報告案件、条例案件、平成29年度一般会計補正予算などの案件

につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たりご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決をいただきました平成29年度一般会計補正予算を初め、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり政策の推進を図ることができますとともに、ご指摘をいただきましたことを踏まえまして、なお一層の住民生活の安全と福祉の向上に努めてまいり所存でございます。

また、今年も梅雨入りとなり、これからが本格的な大雨の季節となりますので、災害に対し万全の体制をもって対処していく所存でございます。

今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げて閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） それでは、本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9日に開会、本日12日までの4日間にわたり重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともにまことにご同慶に堪えません。

ここに本会期中における議員並びに執行部各位のご協力に対し、深く感謝を申し上げるところでもあります。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望いたしますとともに、議員各位におかれましては、今後とも町民の負託とご期待に応えるべきさらなるご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、地震等災害からの一日も早い生活の再建や地域の復旧、復興に今後も議会、町執行部とともに全力で取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

最後に、これからますます暑い時期に向かいます折から皆様方におかれましては、どうかお体にご自愛をいただきますようお祈り申し上げ、平成29年第2回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後1時45分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
平 成 2 9 年 第 2 回 定 例 会

平 成 2 9 年 6 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広
作 成 株式会社インターナショナル総合研究所 Tel (075) 924-2582

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198